

八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～進捗管理個票

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 | | | |
|----------------------------------|---|----------------------------------|--|-------------------|--|--|---|--|--|--|---|---|---|-------------------------|-----|-----|
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本課題(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策1. ワーク・ライフ・バランスへの理解促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | 仕事と家庭生活の両立を図り、地域社会にも参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用し、仕事と子育て・介護等との両立やライフスタイルに応じた多様な働き方啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行う。 男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれだより」にワーク・ライフ・バランスの特集記事を掲載した。 5月「男性の働き方改革とワーク・ライフ・バランス」 10月「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)～仕事や地域活動と介護の両立～」 ・ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みについて、ホームページによる啓発を実施した。 ・環境保全課と共催でライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止の取組を進めるだけでなく、ワーク・ライフ・バランス推進のため、働き方の見直しについても呼びかけを行った。 ・男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を実施した。 「家族みんな笑顔になれるファミリータイムマネジメント講座」(参加者 2人) 子連れママサロン(3回 参加者 延べ17人) パパの子育て応援講座 パパと一緒にベビーキッズピクス(2回 参加者 68人) | さまざまな機会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に、取り組む必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 | | |
| | | こどもいきいき未来計画推進事業 | 20102402 | こどもいきいき未来計画推進事業 | こども政策課 | 次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を含めた各種子ども・子育て支援にかかわる取り組みを推進する。 | 八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)において、具体的施策の一つとして掲げられているワーク・ライフ・バランスの推進を含めた各種子ども・子育て支援施策の推進に際して、さまざまな立場からの意見を聴取するために、子ども・子育て会議を開催した。 | 多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、関係各課および施設等との調整を図る必要がある。 | 八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、引き続き、子ども・子育て会議における協議及び計画進捗管理を着実に履行するとともに、平成32年度を始期とする次期計画を策定するため、ニーズ調査を実施する。 | 子ども・子育て会議開催回数 | 2 | 回 | 3 | 4 | | |
| | | 事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、バワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数 | 188 | 事業所 | 139 | 135 | | |
| | | 2 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備 | これまでの働き方を見直し、性別による固定的な役割分担意識の解消等による職場風土の改革やマタニティ・ハラスメント等の様々なハラスメントが起らないよう、事業者に対して働きかけます。 | 女性の職業生活における活躍推進会議 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 女性の職業生活における活躍を推進するため、労働支援課とともに、女性の就職・再就職や働く女性の処遇改善、企業内の女性の活躍推進、仕事と家庭の両立といったテーマについて、八尾市在住のさまざまなライフステージにある女性の意見やニーズに基づき、女性が活躍できる具体的なかつ実効性のある取り組みについて検討を進める。 | さまざまなライフステージにある女性と、女性の職業生活における活躍推進に取り組んでいる事業所からの推薦を受けた方などからなる女性の職業生活における活躍推進会議を開催し、女性の職業生活における活躍の推進に向けた課題解決のための方策などについて検討した。また、会議での意見を踏まえた女性のライフイベントに対応する女性就労支援冊子を作成した。 | 平成29年度で、女性の職業生活における活躍推進会議における検討を終了する。 | 平成29年度で、女性の職業生活における活躍推進会議における検討を終了する。 | 女性活躍推進会議の開催回数 | 2 | 回 | 3 | 3 |
| | | | | 女性の職業生活における活躍推進事業 | 40105501 | 女性の職業生活における活躍推進事業 | 労働支援課 | | | | | | | | | |
| | | 男女共同参画研修 | 男女共同参画を進めるためには、職員一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って業務にあたるのが重要であり、職員の男女共同参画意識を高めることを目的に、研修を実施する。 | 男女共同参画研修 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画研修の実施 「部下が活躍できる職場環境づくり」(参加者 70人)(共催)女性活躍推進プロジェクトチーム、人事課、職員課 「ワーク・ライフ・バランス研修～これからの時代に求められる働き方～」(参加者 67人)(共催)女性活躍推進プロジェクトチーム、人事課、職員課 | 多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを、限られた時間や人材で提供し続けるには、個々の能力を最大限に発揮できるような働き方を見直すことが重要であり、研修等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて正しい知識を周知する必要がある。 | 引き続き、男女共同参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供する。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 研修受講者数 | 100 | 人 | 181 | 137 | |
| | | | | (再掲)事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、様々なハラスメントの防止に向けた普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、バワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数 | 188 | 事業所 | 139 | 135 |
| | | | | 3 多様な働き方の啓発 | 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発に取り組みます。 | いきいき職員通信における休暇制度等の啓発 | 60305101 | 人事管理業務 | 人事課 | 職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」(年3回程度発行)において、育児・介護休業等の制度についての記事を掲載し、職員への周知・啓発を行う。 | 職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」の平成29年9月29日発行分と平成30年1月30日発行分にて、育児休業中職員等サポート制度(育児休業復職支援シートの活用、メンター制度)の紹介や、育児休業・介護休暇・リフレッシュ休暇の記事を掲載した。 | より多くの職員が休暇制度等を理解できるよう、いきいき職員通信に継続して記事を掲載することで、休暇制度について理解する機会を提供していく必要がある。 | 職員向けに発行しているニュース「いきいき職員通信」(年3回程度発行)において、育児・介護休業等の制度についての記事を掲載し、職員への周知・啓発を行う。 | いきいき職員通信における休暇制度等の記事の掲載 | 2 | 回 |
| | | 男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用した啓発 | 60203202 | | | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれだより」やホームページを活用し、仕事と子育て・介護等との両立やライフスタイルに応じた多様な働き方啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行う。 | ・男女共同参画センター「すみれだより」にワーク・ライフ・バランスの特集記事を掲載した。 5月「男性の働き方改革とワーク・ライフ・バランス」 10月「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)～仕事や地域活動と介護の両立～」 ・環境保全課と共催でライトダウンキャンペーンを実施し、地球温暖化防止の取組を進めるだけでなく、ワーク・ライフ・バランス推進のため、働き方の見直しについても呼びかけを行った。 | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 男女共同参画センター「すみれだより」にワーク・ライフ・バランスの特集記事を掲載した回数 | 1 | 回 | 1 | 2 |
| | | (再掲)事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、多様な働き方の普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、バワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数 | 188 | 事業所 | 139 | 135 | | |

| 取り組み内容 | 該当事業等(取り組み項目) | 関連事務事業コード | 関連事務事業名(実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績値 |
|--------------------------------|--|---------------------|----------------------|--|--|--|---|---|--|-----|----|------|--------|
| 4 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進 | 男性が積極的に、家事・子育て・介護等にかかわれるよう学習機会や情報を提供します。 | | | | | | | | | | | | |
| | 八尾市特定事業主行動計画の推進 | 60305302 | 八尾市特定事業主行動計画の推進 | 職員課 | 職員の仕事と子育ての両立を支援するため、現行制度の周知やその活用への促進に向けた行動計画を推進する。 | 男性の育児参加の機会の増加をめざし、育児休業や出産補助休暇、子の看護休暇、部分休業等の各種両立支援制度について、「いきいき職員通信」等を通じて周知し、取得促進を働きかけるとともに、所属長が出生を控えている全ての職員と面談の機会を持ち、育児支援ハンドブックを直接手渡しして各種両立支援制度の説明や本人の状況把握を行い、職員が育児参加と職業生活を両立できるよう職場体制の調整と支援に努めた。また、行動計画の進捗状況の把握・分析を通じて課題整理を行った。 | ※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として昨年度内容を記載しております。 | ※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として昨年度内容を記載しております。 | 市の男性職員の出産補助休暇取得率(出産補助休暇を取得した男性の数/子どもが生まれた男性職員) | 100 | % | 86.7 | 90.9 |
| | 男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促すための、ワーク・ライフ・バランスに関する講座 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 パパの子育て応援講座 パパと一緒にベビーキッズピクス(2回 参加者 68人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| | 家族介護教室 | 10302313 | 家族介護教室事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 要介護高齢者と同居する家族に対して在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図る。 | 地域包括支援センター(地域型15カ所、ランチ1カ所)における家族介護教室の開催回数102回 参加人数1,199人 | 在宅介護を支える事業として、引き続き地域に広く啓発していく必要がある。 | 同左 | 地域包括支援センター(地域型10カ所、ランチ1カ所)における家族介護教室の開催回数 | 73 | 回 | 76 | 102 |
| | ママパパ教室(両親教室) | 20101204 | 妊産婦乳幼児保健相談事業 | 健康推進課 | 両親教室を開催し父親に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。 | ママパパ教室(両親教室)を年12クール、1クール3日間実施 | 動員の方法を考え、参加者の増加を図ることが必要。 | 同左 | 父親の受講率 | 42 | % | 39 | 42 |
| 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業(子どもいきいき実践部門) | 20102401 | 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業 | こども政策課 | 家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや、次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。 | 父親の子育てへの参画を促進する取り組み4件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。次代の親を育成する取り組み1件に対し、助成金を交付し、若い世代が産出や子育て等のライフデザインについて考える取り組みを実施した。 | 市が喫緊に対応を求められている課題等を踏まえ、助成内容見直しの検討を行う必要がある。 | 家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。 | 取り組み助成件数 | 8 | 件 | 9 | 5 | |
| 子育ておうえん講座 | 20102101 | 子育て総合支援ネットワークセンター事業 | 子育て支援課 | 子育てを支援するための子育ておうえん講座を開催し、父親にも参加しやすい内容にすることで、父親の育児参加の機会を増やす。 | H29.11.23(木祝) 26組参加「親子で遊ぼう! ワイルド遊び」 H30.1.28(日) 5組参加「幼児安全法講習 子どもに起こりやすい事故の予防と応急手当」 両日とも、日祝日に開催した。 | 父親も参加しやすいよう日祝日開催を実施したが、講習内容により、参加者の増減は大きい。関心を持っていただけるような講習内容の検討が必要。 | 内容を検討し、多くの方に参加していただける講座を開催し、参加促進を図る。 | 子育ておうえん講座の開催回数 | 1 | 回 | 2 | 2 | |

施策2. 仕事と子育て・介護等の両立のための支援

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----------|-------------------|---|--|---|--|---|-------------------------|------|----|------|------|
| 5 子育てへの支援の充実 | 「八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)」を推進し、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図ります。 | | | | | | | | | | | | |
| | こどもいきいき未来計画推進事業 | 20102402 | こどもいきいき未来計画推進事業 | こども政策課 | 次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援を含めた各種子ども・子育て支援にかかる取り組みを推進する。 | 八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)において具体的施策の一つとして掲げられている「ワーク・ライフ・バランスの推進」を含めた各種子ども・子育て支援施策の推進に際して、さまざまな立場からの意見を聴取するために、子ども・子育て会議を開催した。 | 多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、関係各課および施設等との調整を図る必要がある。 | 八尾市こどもいきいき未来計画(第2期八尾市次世代育成支援行動計画)のもと、引き続き、子ども・子育て会議における協議及び計画進捗管理を着実に履行するとともに、平成32年度を始期とする次期計画を策定するため、ニーズ調査を実施する。 | 子ども・子育て会議開催回数 | 2 | 回 | 3 | 4 |
| | 延長保育事業(公立保育所) | 20103310 | 延長保育事業(公立保育所) | こども施設課 | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施する。 | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、延長保育を実施。 | 引き続き延長保育を実施し、保護者の保育ニーズに応えていく必要がある。 | 同左 | 延長保育利用者数(公立保育所7箇所) | 340 | 人 | 378 | 419 |
| | 延長保育事業 | 20103303 | 延長保育事業(私立保育所等) | こども施設課 | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付している。 | 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等による、長時間保育の需要増加に対応するため、施設型給付費だけでなく、延長保育事業を実施し、条件を満たす施設においては補助金を交付した。 | 引き続き、保護者のニーズに対応するため実施していく。新設の施設についても同様に実施をする。 | 同左 | 実施施設数 | 49 | ヶ所 | 37 | 39 |
| | 一時預かり事業 | 20103305 | 一時預かり事業 | こども施設課 | 保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付している。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ピラの配架による周知をしている。 | 保護者が疾病や事故にあった場合や、育児等での身体的・精神的負担を軽減し、リフレッシュする場合のための一時預かり事業を実施している施設に対し、補助金を交付した。また、補助金を申請せず自主事業として実施している施設については、ピラの配架による周知を行った。 | 引き続き、補助金事業として実施する施設については補助金を行う。自主事業として実施している施設についても、補助金事業として実施する施設と併せてピラの配架による周知を続け、保護者への周知を行っていく。 | 同左 | 実施施設数(自主事業含) | 49 | ヶ所 | 35 | 34 |
| | 病児・病後児保育事業 | 20103308 | 病児・病後児保育事業 | 子育て支援課 | 病児対応型:子どもが病気にかかり、保護者の仕事などにより、病気にかかった子どもを家庭で保育ができない場合、一時的に保育する事業 体調不良児対応型:事業実施保育所に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、その園の医務室等で保育する事業 | 病児対応型は、八尾徳洲会総合病院、マリア保育園の2施設において実施した。体調不良児対応型は、市内18カ所の認定こども園、私立保育園において実施した。 | 必須配置の看護師等の人材不足により、左右される事業であり、安定した雇用、人材確保が必要。 | 病児対応型、体調不良児対応型の継続実施。体調不良児対応型においては、新規開設園への案内を行い、実施を図る。 | 病児対応型の延利用日数 | 900 | 日 | 925 | 884 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 20103304 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 | 子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図ることを目的に、依頼会員、援助会員、両方会員の募集、登録、研修・会員間の調整及びコーディネート・会員間の交流事業を実施する。 | 八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図った。 会員数1,059人 年間援助活動数 4,253件 | 全体的な援助会員数の不足と、援助会員の高齢化や、ライフスタイルの変化、依頼会員のニーズの多様化によりマッチングが難しくなっている。ニーズに対応できるよう、援助会員の確保が必要である。 | 八尾市社会福祉協議会へ事業委託し、会員の募集・登録及び研修、会員間の交流・コーディネート等を行うことにより、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図る。 | ファミリー・サポート・センター事業の登録会員数 | 1340 | 人 | 1134 | 1059 |
| 放課後児童室事業 | 20105101 | 放課後児童室事業 | 青少年課 | 子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、保護者が労働等により居間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。 | 待機児童解消及び基準適合化のため、放課後児童室を整備、また任期付短時間職員の新規採用等により、児童室の適正運営を行ってきた。結果29年度は待機児童なし。 | 児童室運営のため、特に人材の確保が必須である。また研修等により保育の質の強化が必要。 | 待機児童解消及び基準適合化のため、必要に応じて放課後児童室を整備していく。 | 放課後児童室入室待機児童数 | 0 | 人 | 81 | 0 | |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度への取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|----------------------------|---|---------------|--------------------------|--------|--|---|--|--|---------------------|------|----|------|------------|
| 6 認定こども園・保育所(園)の整備の推進 | 待機児童解消のために認定こども園等の創設や増築等を行います。また、老朽化に伴う改築や大規模修繕等による保育環境の改善、保育所や幼稚園が認定こども園へ移行するための整備促進を図ります。 | | 認定こども園等整備計画推進事業 | こども施設課 | 待機児童解消のため、分園の新設、既存施設の増築等の整備計画の検討を行うとともに、保育環境の改善のための改築や老朽化に伴う大規模修繕等を行う。また、すべての就学前児童の施設の充実のため、法人立施設の認定こども園化に伴う整備等の促進を図る。 | ふじ保育園 増改築 認定こども園八尾青い鳥学園 創設 みゆきこども学院 創設 八尾平和幼稚園 創設(保育部分) ハッピーチルドレン保育園 増築 マリア高安保育園 増築 のぞみのもり保育園 増築 | 地域の需要を正確に把握し、適切な整備計画を立て待機児童解消に取り組む必要がある。 | 八尾市社会福祉協議会こども園 創設予定 恩智認定こども園 創設予定 さら保育園 分園 創設予定 やおき保育園 増築予定 | 待機児童数 | 0 | 人 | 47 | 63 |
| 7 介護への支援の充実 | 仕事と介護の両立ができるよう、介護保険に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。 | | 介護保険利用者支援事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し、市内の公共施設等に配布する。 | 出来る限り新しい介護保険の情報を提供するために、パンフレット等を作成し、市内の公共施設に配布した。 | 利用者の選択機会を保障し、介護保険制度の適切な利用を引き続き推進していく必要がある。 | 同左 | パンフレット配布部数 | 5000 | 部 | 6500 | 7000 |
| 施策3. 就職・再就職・起業等への支援 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 就職に対する支援 | 関係機関と連携し、就職に関する情報と学習機会を提供します。 | | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形で活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 起業・開業したい女性のための準備講座(2回 参加者 延べ23人) ホームページ・ネットショップ初心者のためのアピール力向上講座(2回 参加者 延べ20人) 一歩踏み出したい女性のためのキャリア&チャレンジ相談(参加者 3人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、就職・再就職・起業に関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| | 就業・再就職・起業に関する講座 | 60203001 | | | | | | | | | | | |
| | 就労支援 | 40105202 | 地域就労支援事業 | 労働支援課 | 地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。 | 市内3カ所を拠点として、就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パノコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成29年度 相談件数 1,616件 | 支援の対象は女性も含む就労困難者等であり、女性に特化した窓口ではない。就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた、丁寧な支援を継続していく。 | 相談事業の見直しにより、地域就労支援コーディネーターの配置を5カ所に拡充し、就労困難者等が身近に相談できる環境を整える。 | 地域就労支援事業相談件数 | 1100 | 件 | 1167 | 1,616 |
| 9 再就職に対する支援 | 関係機関と連携し、再就職に関する情報と学習機会を提供します。 | | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形で活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 起業・開業したい女性のための準備講座(2回 参加者 延べ23人) ホームページ・ネットショップ初心者のためのアピール力向上講座(2回 参加者 延べ20人) 一歩踏み出したい女性のためのキャリア&チャレンジ相談(参加者 3人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、就職・再就職・起業に関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| | (再掲)就職・再就職・起業に関する講座 | 60203001 | | | | | | | | | | | |
| | 再就職支援 | 40105202 | 地域就労支援事業 | 労働支援課 | 地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、訓練情報の提供ほか就労に向けた支援を実施する。 | 市内3カ所を拠点として、就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パノコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成29年度 相談件数 1,616件 | 支援の対象は女性も含む就労困難者等であり、女性に特化した窓口ではない。就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた、丁寧な支援を継続していく。 | 相談事業の見直しにより、地域就労支援コーディネーターの配置を5カ所に拡充し、就労困難者等が身近に相談できる環境を整える。 | 地域就労支援事業相談件数 | 1100 | 件 | 1167 | 1,616 |
| 10 起業等に対する支援 | 融資制度など起業等に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。 | | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、個性や能力を最大限に発揮し、希望する形で活躍が実現できるよう、就職や再就職、起業等に関する情報発信と、必要な基礎知識や心構えなどを学ぶ講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 起業・開業したい女性のための準備講座(2回 参加者 延べ23人) ホームページ・ネットショップ初心者のためのアピール力向上講座(2回 参加者 延べ20人) 一歩踏み出したい女性のためのキャリア&チャレンジ相談(参加者 3人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、就職・再就職・起業に関する情報発信や講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| | (再掲)就職・再就職・起業に関する講座 | 60203001 | | | | | | | | | | | |
| | 八尾市創業支援事業計画に基づく創業支援事業 | 40101101 | 産業政策検討事業 | 産業政策課 | 創業支援機関(八尾市、八尾商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店、大阪シティ信用金庫、隣近畿大阪銀行)と連携し、総合的な支援を行うことで、市内創業者の創出をめざす。 | 創業支援者ネットワーク会議を年2回開催し、各支援機関が八尾商工会議所会館内で、創業スクール、地域クラウド交流会、起業応援セミナー、相談窓口の開催、あきんど起業塾を実施した。 上記の内、八尾市(中小企業サポートセンター)個別相談窓口相談者は55名であり、うち女性の相談者は23名であった。連携機関個別相談窓口利用者は165名であり、うち女性の利用者は37名であった。 八尾市主催事業である「あきんど起業塾受講生は6名であり、うち女性の受講生は6名であった。 近畿大阪銀行主催事業である「創業スクール」受講生は22名であり、うち女性の受講生は7名であった。また、「地域クラウド交流会」参加者は124名であり、うち女性の参加者は約26名であった。 大阪シティ信用金庫・日本政策金融公庫主催事業である「起業応援セミナー」参加者は18名であり、うち女性の参加者は5名であった。 商工会議所主催のセミナー参加者は190名であり、うち女性の参加者は80名であった。 インキュベーター事業支援対象は5名であり、うち女性が2名であった。 | 開業希望者(受講生)の掘り起しが課題となっている。 | 同左 | 創業支援事業の参加者における女性の割合 | 35 | % | 31 | 32 |

| 取り組み内容 | 該当事業等(取り組み項目) | 関連事務事業コード | 関連事務事業名(実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度での取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績値 |
|---------------------------------|--|--------------------------|----------------------|-------------------|---------|--|--|--|---|------|-----|------|--------|
| 基本課題(2)あらゆる分野への女性の参画推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 施策4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 11 市の審議会などの委員への女性の登用の推進 | 政策・方針決定過程への女性の参画を促すため、審議会等への女性の登用を推進します。また、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。 | 審議会等への女性委員の登用に関する事前協議 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、委員の人選に入る前に、女性委員の登用を促進する事前協議を実施する。 | 「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、各審議会の委員の改選、補充の際に、事前協議を実施し、審議会を所管する所属に対し、具体的に実効性のある取り組みを促した。 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、具体的に実効性のある取り組みを進めていく必要がある。 | 引き続き、女性委員の登用を促進する事前協議を実施しつつ、女性委員が増加した審議会について、担当課から取り組み内容をヒアリングし各所管所属へ情報提供する等サポート体制を検討する。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 40 | % | 35.5 | 35.6 |
| 12 市の管理監督職等への女性の登用の推進 | 市職員の管理監督職・教職員の管理職への女性の登用を推進します。 | 市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合 | 60305101 | 人事管理業務 | 人事課 | 市職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合について、平成32年度までに40%以上へ引き上げることをめざす。 | 働き方を見直すひとつとして、時差出勤制度の全庁的実施、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等に取り組んだ。また、育児休業中職員等サポート制度(育児休業復職支援シートの活用、メンター制度)を設け、休業中の職員を対象とした交流会を開催した。 | 育児休業中の職員の復職に向けたサポートとして、メンター制度を設け、13名の職員がメンターとして登録したが、いずれのメンターも相談件数が0となっており、周知方法や活用方法について、今後見直しが必要である。 | 性別に関係なく、職員のワークライフバランスの維持向上を図る取り組み(時差出勤制度、ロー残業マンス、年次有給休暇取得推進月間等)を継続していく必要がある。また、育児休業中職員等サポート制度(育児休業復職支援シートの活用、メンター制度)の周知に努め、活用してもらえよう情報提供する。 | 40 | % | 35.6 | 35.4 |
| | | 教職員の女性管理職の割合 | 20201406 | 人事管理業務 | 総務人事課 | 教職員の職務内容の見直しや職務能力向上を図り、教職員の女性管理職の割合について、平成32年度までに30%以上へ引き上げることをめざす。 | 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の女性管理職の割合 校長 4/44人 教頭 12/45人 園長 9/16人 合計 25/105人(23.8%) | 女性の管理職登用並びに女性のミドルリーダーの育成に努めるとともに、人材発掘の必要がある。 | 同左 | 30 | % | 25.9 | 23.8 |
| 13 女性の参画を推進するための研修や学習機会の提供 | 女性の参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供します。 | 職員の人材育成 | 60305202 | 職員の人材育成 | 人事課 | 女性の参画を推進するための研修を実施する。 | 採用2年目職員を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施、人権政策課と共催による男女協働参画研修の実施(2回)、また、外部研修機関であるマッセOSAKA(1回)やJIAM主催の研修(1回)への職員派遣などを行った。 | より多くの職員が、あらゆる場面で「女性の参画」を推進する役割を担えるよう、「女性の参画」についての理解を深める研修等を継続して行う必要がある。 | 平成29年度に引き続き、人事課主催または他課との共催による研修を実施するとともに、マッセOSAKAのほか、自治大学校「第1部・第2部特別課程(地方公務員女性幹部養成支援プログラム)」等外部研修機関主催の各種研修への職員派遣を行う。 | 4 | 回 | 4 | 4 |
| | | (再掲)男女共同参画研修 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画を進めるためには、職員一人ひとりが男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って業務にあたるのが重要であり、職員の男女共同参画意識を高めることを目的に、研修を実施する。 | 男女共同参画研修の実施 「部下が活躍できる職場環境づくり」(参加者 70人)(共催)女性活躍推進プロジェクトチーム、人事課、職員課 「ワーク・ライフ・バランス研修～これからの時代に求められる働き方～」(参加者 67人)(共催)女性活躍推進プロジェクトチーム、人事課、職員課 | 多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを、限られた時間や人材で提供し続けるには、個々の能力を最大限に発揮できるような働き方を見直すことが重要であり、研修等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて正しい知識を周知する必要がある。 | 引き続き、男女共同参画を推進するため、職員・教職員に対する研修や学習機会を提供する。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 100 | 人 | 181 | 137 |
| | | 教職員の人材育成 | 20201406 | 人事管理業務 | 総務人事課 | 女性の参画を推進するための研修を実施する。 | マッセ大阪への関連研修派遣 1回 | 今後も女性の参画を推進するための研修への派遣を積極的に進める。 | 同左 | 1 | 回 | 1 | 1 |
| 14 企業における意思決定の場への女性の参画促進 | 企業等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。 | 八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発 | 60203001 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 八尾市企業人権協議会等と連携・協力し、講演会の案内等、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。 | 男女共同参画週間講演会、八尾市はつらつフォーラム、人権啓発セミナー、すみれの出前講座のチラシを、企業人権協議会会員へ配布することで、企業に向けた周知・啓発を行った。 | 八尾市企業人権協議会等を通じた啓発など、企業等に向けたはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、八尾市企業人権協議会などと連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 2 | 回 | 4 | 4 |
| | | (再掲)事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、女性の登用や参画の場の提供についての理解促進のための普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 188 | 事業所 | 139 | 135 |
| 15 地域における意思決定の場への女性の参画促進 | 地域で活動する団体等に対して、女性の登用、参画の場の提供について、理解を求め、積極的な取り組みを促すなどの働きかけを行います。 | 自治振興委員会等を通じた周知・啓発 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 自治振興委員会等と連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う。 | 自治振興委員会を通じて広報物を配付することで、周知・啓発を行った。 | 自治振興委員会等を通じた啓発など、はたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、自治振興委員会等と連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、周知・啓発を行う。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 1 | 回 | 1 | 1 |
| | | 女性の参画促進の啓発 | 60201103 | 地域分権推進事業 | 市民ふれあい課 | 地域で活動する団体等の会議等において、女性の参画促進の啓発を行う。 | ・校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長、地区赤十字奉仕団連合分団長へ各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。 | 女性が占める割合をさらに高めていくために、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。 | ・(事業の続行)今後も引き続き、校区まちづくり協議会連絡会等において、役員改選の際に積極的な女性役員登用を促す声かけを行う。 ・(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく。 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | | 60201105 | 自治振興委員会支援業務 | | | | | | | | | | |
| 施策5. 企業や地域団体等における女性の活躍促進 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 企業等への女性の活躍促進 | 働く一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、企業等に対して働きかけます。 | 男女共同参画出前講座 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。 | すみれの出前講座を4講座実施した。 女性と防災・減災(PTA)(参加者 50人) メンタルヘルス(心の健康)(教職員)(参加者 25人) メンタルヘルス(心の健康)(事業所)(参加者 14人) 女性と防災・減災(地域)(参加者 38人) | すみれの出前講座を通じて、女性の活躍促進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 5 | 回 | 4 | 4 |
| | | (再掲)八尾市企業人権協議会等を通じた周知・啓発 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 八尾市企業人権協議会などと連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。 | 男女共同参画週間講演会、八尾市はつらつフォーラム、人権啓発セミナー、すみれの出前講座のチラシを、企業人権協議会会員へ配布することで、企業に向けた周知・啓発を行った。 | 八尾市企業人権協議会等を通じた啓発など、企業等に向けたはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、八尾市企業人権協議会などと連携・協力し、女性の活躍促進につながるような広報物を配布することで、企業に向けた周知・啓発を行う。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 2 | 回 | 4 | 4 |
| | | 職業紹介事業の実施 | 40105104 | 女性の職業生活における活躍推進事業 | 労働支援課 | 女性の働きやすい求人を開拓するとともに、女性に対する職業紹介を実施する。 | 女性活躍推進員を任用し、女性が働きやすい求人の開拓を行うとともに、女性求職者の就労支援を実施した。また、求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用し、女性が働きやすい求人掲載するとともに、女性求職者に対する職業紹介を行うなど、女性への就労支援を行った。 | 平成30年度においても、さまざまなライフステージにある女性の就職・再就職に向け、女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓をさらに進めるとともに、求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用して、女性に対する丁寧な職業紹介を実施していく。 | 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓を行うほか、求人情報検索サイトを運営する。 | 1200 | 件 | 1028 | 994 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 | |
|------------------------|--|----------------|--------------------------|-----------------|---------|--|--|--|--|----------------|----|-----|------------|---|
| 17 地域で活躍する団体等への女性の活躍促進 | 地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮した活躍ができるように、地域で活動する団体等に対して働きかけます。 | (再掲)男女共同参画出前講座 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。 | すみれの出前講座を4講座実施した。 女性と防災・減災(PTA)(参加者 50人) メンタルヘルス(心の健康)(教職員)(参加者 25人) メンタルヘルス(心の健康)(事業所)(参加者 14人) 女性と防災・減災(地域)(参加者 38人) | すみれの出前講座を通じて、女性の活躍促進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 男女共同参画出前講座開催回数 | 5 | 回 | 4 | 4 |
| | 女性の活躍促進の啓発 | | 60201103 | 地域分権推進事業 | 市民ふれあい課 | 地域で活動する団体等の会議等において、女性の活躍促進の啓発を行う。 | ・校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性委員登用を促している。 | 女性が占める割合をさらに高めていくために、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。 | ・(事業の続行)今後も引き続き、校区まちづくり協議会連絡会等において、役員改選の際に積極的な女性役員登用を促す声かけを行う。 ・(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性委員登用を促していく | 会議等における啓発回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | 女性活躍の推進に係る情報発信(ホームページ・やおキラの発行等) | 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八尾」実現事業 | 女性活躍推進プロジェクトチーム | | | | | | | | | | |

施策6. 女性の人材育成

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|------------------|----------|-----------|-------|---|---|--|---|------------|-----|---|-----|-----|
| 18 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり | あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性リーダーの育成・支援に取り組みます。また、女性リーダーの登用のしくみづくりについて検討します。 | 女性の人材育成に関する講座 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、女性のエンパワーメントに向けた支援やネットワークづくり、あらゆる場で活躍できる人材の育成など、女性の育成・支援を図る講座を開催する。 | 男女共同参画センター「すみれ」において、「地域で何かを始めてみたい!」「地域に何か貢献したい!」と思う女性を対象に、リーダーシップや企画力を身につけ、思いをカタチにして、実現にむけて一歩踏み出すプログラム『八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2017』を実施した。 地域における女性リーダー養成講座(全4回)(参加者 延べ17人) ワークショップフェスタ実行委員会(全2回)(参加者 延べ13人) ワタシらしく輝くワークショップフェスタ(参加者 67人) 何かはじめてみたい女性のためのネットワーク交流会(参加者 8人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 『八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018』として、「はじめての起業・開業 スタートアップ講座(全4回)」を実施し、更なる女性の活躍促進のサポートとなる事業を展開していく。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| 19 様々な分野で活躍する女性の交流 | 地域のリーダーとして活躍する女性やボランティア団体、NP〇団体など、様々な分野で活躍する女性の交流の機会を提供します。 | 様々な分野で活躍する女性の交流会 | 60203001 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、講座受講者が交流会を通じて交流を図ることで、企業、地域等様々な分野で活動する女性たちのリーダーシップの発揮とネットワークづくりを支援する。 | 男女共同参画センター「すみれ」において、「地域で何かを始めてみたい!」「地域に何か貢献したい!」と思う女性を対象に、リーダーシップや企画力を身につけ、思いをカタチにして、実現にむけて一歩踏み出すプログラム『八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2017』を実施した。 地域における女性リーダー養成講座(全4回)(参加者 延べ17人) ワークショップフェスタ実行委員会(全2回)(参加者 延べ13人) ワタシらしく輝くワークショップフェスタ(参加者 67人) 何かはじめてみたい女性のためのネットワーク交流会(参加者 8人) | 何かを始めたい女性や、地域で活動や起業をはじめたい女性が集まり、交流する機会を提供できたが、今後継続的に交流する場や仕組み作りが必要である。 | 『八尾の輝く女性活躍推進プロジェクト2018』として、「はじめての起業・開業 スタートアップ講座(全4回)」を実施し、更なる女性の活躍促進のサポートとなる事業を展開していく。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |

基本課題(3)女性の職業生活における活躍支援

施策7. 「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----------------|---------------------|-----------------|--|--|--|---|--|-----------------|---|------|------|---|
| 20 「市町村推進計画」の推進 | 「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」に掲げた取り組みを推進します。 | 八尾市はつらつプランの進捗管理 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の各課の取り組みについて、その進捗状況を把握する。また、その結果を「八尾市男女共同参画審議会」に報告し、計画の目標の実現に努める。 | 「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握した。 | 調査により把握した課題を、「八尾市はつらつプラン」に掲げる取り組みに反映させ、本市の男女共同参画施策を推進するため、今後も各課による更なる連携が必要である。 | 引き続き、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握する。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 進捗状況に関する調査の実施回数 | 1 | 回 | 1 | 1 |
| | 八尾市女性活躍の推進に係る庁内検討会議 | 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八尾」実現事業 | 女性活躍推進プロジェクトチーム | 「すべての女性が輝くまち八尾」の早期実現をめざし、本市における男女共同参画関連施策を加速し、総合的、効果的に推進することを目的とした会議体(八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議)の中で、生活者としての視点を取り入れながら、今後さらに女性活躍を加速化するための取り組みについて庁内横断的に議論を展開し、課題の抽出と加速化事業の検討を行う。 | ・仕事、地域、生涯の3つの視点における女性活躍の加速化事業の成果見込みおよび、今後の展開についての議論 ・ワーキング会議からの提案について報告 ・年2回開催 | 女性活躍の推進に係る関係課が多いため、テーマ別や分野別の分科会として実施することも視野に入れる必要があった。 | H30年度組織機構改革により、男女共同参画推進本部へ統合。 | 女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合 | 40 | % | 36.5 | 38.3 | |
| 21 「特定事業主行動計画」の推進 | 「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた取り組みを推進します。 | 八尾市特定事業主行動計画の推進 | 60305101 | 人事管理業務 | 人事課 | 女性活躍推進のために、職員の新たな働き方に関して調査・研究を進め、時差出勤制度を全庁的に実施している。また、男性の育児参加の機会の増加を目指し、育児休業や出産補助休暇、部分休業等の各種両立支援制度について周知し、取得促進を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの向上を図る取組みの一環として、ノー残業デー、ロー残業マンス(8月)、年次有給休暇取得推進月間(10月)を実施する等、超過勤務時間の削減に取り組んだ。 | ・時差出勤制度については、制度の趣旨を理解し活用してもらえるよう、所屬長と職員の双方に周知を図る必要がある。 ※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として昨年度内容を記載しております。 | ・時差出勤制度については、制度の活用がさらに図られるよう、平成30年4月より、勤務時間帯区分を1つ増設する。育児時間の子の対象年齢を、1歳未満から、1歳6か月未満に延長した。 各種の取り組みを継続実施し、仕事と家庭のさらなる両立支援の仕組みづくりを進めていくとともに、職員のワークライフバランスの維持向上を図る。 ※下記は、特定事業主行動計画推進委員会を経て公表予定のため、参考として昨年度内容を記載しております。 | 八尾市職員の管理監督職全体に占める女性の割合 | 40 | % | 35.6 | 35.4 | |
| | 八尾市特定事業主行動計画の推進 | 60305302 | 八尾市特定事業主行動計画の推進 | 職員課 | 仕事と育児・介護等を両立しながらキャリアアップを図れるよう職員の働き方について調査・研究し、両立支援制度の整備・周知を徹底すると共に、超過勤務時間削減の取り組みを行う事により両立しやすい職場環境作りを努める。 ◆市役所の女性管理監督職(監督職級以上)の割合(平成29年4月1日現在) ・職員数 総数2,332人 男性 1,410人、女性 922人(39.5%) ・管理監督職(主査以上) 総数1,494人 男性 965人、女性 529人(35.4%) | ・男性の育児休業・部分休業取得者数は増加傾向にあるものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく必要がある。 | ・男性の育児休業・部分休業取得者数は増加傾向にあるものの、さらなる取得促進のため、よりきめ細かい制度の周知方法の検討や制度活用の働きかけに加え、休暇等取得しやすい雰囲気醸成についても引き続き取り組んでいく必要がある。 | | | | | | | |

| 取り組み内容 | 該当事業等(取り組み項目) | 関連事務事業コード | 関連事務事業名(実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績値 |
|--------|--------------------------|-----------|----------------------|-----------------|---|--|--|--|----------------------------|-----|----|------|--------|
| | 庁内における育児休業中職員復職サポート制度の検討 | 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八尾」実現事業 | 女性活躍推進プロジェクトチーム | 八尾市女性活躍推進のための庁内検討会議(ワーキング会議)において、庁内における育児休業中職員復職サポート制度の検討を行う。(関係課…人事課、職員課、人権政策課) | ・H28年度のワーキング会議にてとりまとめた育児休業中職員復職サポート制度の提案について、関係課と連携し、H29年8月から市長部局において試行実施を行った。 ・育児休業中の職員同士の交流会と併せ、サポート制度の説明会を実施した。 | 育児休業中職員復職サポート制度については、部長会や総務担当所長会議、女性活躍の推進に係る庁内検討会議、全課メールなどで周知はしたが、浸透していない。 | 男女共同参画推進員研修など、さまざまな機会を捉えて周知していく。 | 女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合 | 40 | % | 36.5 | 38.3 |
| | 育児休業中職員の交流会(試行実施) | 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八尾」実現事業 | 女性活躍推進プロジェクトチーム | 女性職員の活躍を支える仕組みの検討の一つとして、 ①育児中職員が、育休中に、より深めた生活者の視点から、市の新規事業あるいは、変更を予定している事業の内容を見直し、課題や提案などの意見を出し、事業担当課が意見をそれらの事業に反映させることにより、それらの事業が市民にとって安心して住みやすい八尾に資すること ②育休中職員が、①の目的を果たすにあたり、職場との連絡調整を行うことで、育休からの復帰をする際の不安感を払拭し、円滑な復帰を果たすことにより、職場との良好な関係を築くことを目的とし、実施する。(関係課…人事課) | ・関係課と連携し、H29年度は、対象を広げ、市長部局以外の部局も含めて試行実施を行った。 ・H29年度は、育休中職員、妊娠中の職員、興味のある職員に実施を呼びかけ、1回開催。 ・H29年度に導入した、育児休業中復職サポート制度の説明会を兼ねて実施した。 ・交流会終了後、職場に立ち寄る育休職員の方が多く、復職後に職場との良好な関係づくり寄り寄りしているといえる。 | ・開催回数について、H29年度は1回であったが、次年度以降は2~3回程度を目標に実施。 ・市の新規事業等の意見集約について、実施手法を検討する必要がある。 | 育休中職員だけでなく、産前産後休暇をしている職員にも呼びかけ交流会を実施する。(H30試行実施から本格実施へ。主担当は人事課へ引き継ぐ) | 女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合 | 40 | % | 36.5 | 38.3 |

施策8. 就労場における男女の均等な機会と待遇の確保

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|----------|-------------------------|-------|---|--|--|---|-------------|-----|-----|-----|---|
| 22 「男女雇用機会均等法」などの関係法令の周知 | 性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる雇用環境づくりを促進するため、事業主や労働者等に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」など関係法令の周知に努めます。 | (再掲)事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所及び労働者向けの研修などを通じて、労働関係法令の普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みや広報手段を検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、ワークライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラなど多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数 | 188 | 事業所 | 139 | 135 | |
| 23 総合評価入札制度の検討 | 事業所の男女共同参画への取り組みを促す手法として、総合評価入札制度の検討を進めます。 | 総合評価入札制度の検討 | 60307501 | 入札制度の改革推進(電子入札システム運用含む) | 契約検査課 | 公共施設の清掃業務などの管理業務において、総合評価入札制度の導入に向け検討を行う。 | 平成29年5月に実施した公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札において、男女共同参画への取り組みについての評価項目を設けた。 | 本制度による入札を実施したが、男女共同参画社会に向けて入札結果を検証し、より実効性のある評価項目の継続的な検討が必要。 | 次回実施の総合評価一般競争入札に向け、総合評価一般競争入札庁内会議等を通じ、評価項目の内容検討を行う。 | 総合評価入札制度の実施 | 1 | 回 | 0 | 1 |

基本目標II 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本課題(4) 生涯を通じた健康への支援

施策9. 生涯を通じた健康の保持・増進

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------|--------------|--------------|---|--|---|--|---------------------------|------|----|------|------|----|
| 24 心と体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供 | 女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。 | 心と体の健康に関する講座 | 60203202 | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、女性特有の病気やストレスケア、健康体操など、生涯を通じた健康づくりを支援する講座を開催する。 | 男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。「ママのためのリフレッシュ講座～ながら体操で骨盤&姿勢を美しく～」(2回)(参加者 延べ18人) 「季節を楽しむ和ハーブライフ～残暑をのりきるさわやかハーブ利用法～」(参加者 7人) | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、心と体の健康に関する講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 | |
| | ママパパ教室(両親教室) | 20101204 | 妊産婦乳幼児保健相談事業 | 健康推進課 | 両親教室を開催し妊婦に積極的に参加を促し、妊娠・出産・育児の知識の普及や地域での仲間作りを促進する。 | ママパパ教室(両親教室)を年12クール、1クール3日間実施 | 動喫の方法を考え、参加者の増加を図ることが必要。 | 同左 | 妊婦の参加率 | 12 | % | 7.9 | 8.4 | |
| | 性教育指導 | 20201105 | 小・中学校教育の指導事務 | 指導課 | 学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行う。 | 学校園教育の充実をめざす中で、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、小学校・中学校の教育課程において指導及び情報提供等の支援を行った。 | 学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 | 同左 | 指導及び助言を実施した小中学校の数/全小中学校園数 | 100 | % | 100 | 100 | |
| | 命を育む教育推進事業 | 20201208 | 命を育む教育推進事業 | 人権教育課 | 自分の命を大切に、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にできる姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、性教育や男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。 | 32校園に委嘱し、それぞれ特色のある「命を育む」教育を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・体験や障がいのある人とならない人の講話、助産師からの話など、「命の尊さ」を実感するプログラムが各学校園で組み入れられ、有意義な取り組みが数多く実践された。 | いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。 | 同左 | 委嘱校園数 | 15 | 校園 | 23 | 32 | |
| 25 生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等の充実 | 生涯を通じた健康の保持・増進のための普及啓発や健康教育・健康相談・健康診査等を充実します。 | 各種(検)診・健康教育・健康相談 | 10201101 | 健康増進事業(がん検診) | 健康推進課 | 生涯を通じた健康の保持・増進のためにがん検診や特定健康診査等の健康診査、各種健康教室、健康相談を実施する。 | ・がん検診については、セット検診や休日実施等市民ニーズに合わせた実施に努めた ・健康相談については、あなたのまの健康相談等を実施し、合計2,185回、17,194人に実施 ・健康教育については、スマートライフ塾や元気もりもり教室等、健康教育を実施し、合計458回、16,355人を対象に実施 | セット検診の増加や動喫資材の見直しなどを行い、受診率の向上を図ることが必要。 | 同左 | 同左 | 50 | % | 22.8 | 22 |
| | 健康相談窓口の充実 | 10202202 | 政策医療の推進 | 市立病院(企画運営課) | 市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて、治療に関するだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者・家族・知人・医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、様々な方からの相談を受ける。 | がんに関する病状、治療、薬剤、看護、介護、食事、検診、医療費、精神的不安などあらゆる疑問や悩み事、心配事に対する相談を行った。相談内容を確認後、必要に応じて院内の各専門スタッフと連携をとり、相談にあたっている。外来待付近やがん相談支援センター横に各がんについての小冊子設置を行い、またインフォメーションコーナーにおいても医療講演やイベントの紹介を掲示することで情報の発信に努めた。 | 今後さらなるきめ細やかな相談を行っていく必要がある。 | 同左 | がん相談支援センターでの相談件数 | 1500 | 件 | 1170 | 1221 | |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|-------------------------|--|---------------|--------------------------|--------------|-------------|--|---|---|--|-----|----|------|------------|
| 26 妊娠・出産期における健康支援 | 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診査や健康相談、医療における支援を充実します。 | 母子保健相談員支援事業 | 20101106 | 母子保健相談員支援事業 | 健康推進課 | 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を配置し、従来のハイリスクの妊産婦等への支援に加え、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施する。 | 母子保健相談員(助産師)が母子手帳交付時の面接、乳児相談や乳児健康診査等の受診に来所した妊産婦等に対し、相談等を実施 | 目標を達成しつつあるため、更に取り組みをすすめ、妊婦把握率の向上を図ることが必要。 | 妊婦の把握率 | 100 | % | 94.7 | 96 |
| | | 周産期医療の提供 | 10202202 | 政策医療の推進 | 市立病院(企画運営課) | 女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行う。 | 大学からの産婦人科医、小児科医の派遣により、産科・小児科が連携してハイリスク分娩に対応できる体制を維持するなど地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしている。また、大阪府における新生児診療相互援助システム(NMGS)および産婦人科診療相互援助システム(OGCS)に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図った。また、市立病院での分娩において一定の要件を満たす妊婦の希望に応じ、妊娠中のケアに助産師が積極的に関わることで、女性への周産期の充実に努めた。 | 全国的な産科医不足の中、限られた産科医に対応するため、当院ですべての分娩希望に応じることは難しいが、800件を超える分娩を取り扱った。 | 同左 | 821 | 件 | 778 | 821 |
| 27 母子保健の増進 | 地域における切れ目のない妊娠・出産・子育ての支援の強化として「母子保健相談員(助産師)」を配置し、特定妊婦の早期把握に努め、その支援を行うとともに、より広く、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施します。 | 妊婦健康診査事業 | 20101105 | 妊婦健康診査事業 | 健康推進課 | 妊婦の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。 | 妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査等健康診査に対する費用助成を実施 | 目標は達成出来ているが、受診率の更なる向上に向けて、事業を実施する。 | 妊婦の届出により妊産婦健康診査受診票を交付し、妊娠中から産後の母子の健康増進を図る。 | 85 | % | 86.7 | 87.6 |
| 28 健康をおひやかす問題についての対策の推進 | 喫煙・飲酒・薬物など、健康をおひやかす問題についての情報や学習機会を提供します。 | 健康教育 | 10201410 | 健康教育事業 | 健康推進課 | 喫煙によって起こる身体への影響や禁煙の方法を正しく理解してもらえらる機会を提供する。 | 年3回、禁煙塾を実施 | 勧奨の方法や資材を変更するなど、参加者の増加を図ることが必要。 | 肺がん検診時に実施しているアンケートに基づき受診勧奨を送付するなど、参加者増加に努める。 | 100 | 人 | 40 | 29 |
| | | 健康教育指導 | 20201105 | 小・中学校教育の指導事務 | 指導課 | HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防策についての情報提供を行う。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させる。 | HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防策についての情報提供を行った。また、特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら予防教育を充実させた。 | 学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのために教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 | 同左 | 100 | % | 100 | 100 |
| 29 自殺対策の推進 | 相談支援事業の充実及び「八尾市自殺対策連絡協議会」による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。 | 自殺対策推進事業 | 10201413 | 自殺対策推進事業 | 健康推進課 | 相談支援事業の充実及び連絡協議会による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。 | 相談支援事業 連絡協議会の開催 講演会の開催 ゲートキーパー養成講座の実施 | 目標は達成出来ているが、自殺者の減少に向け、参加者の更なる増加を図ることが必要。 | 八尾市保健所にて取り組みを実施 | 500 | 人 | 435 | 566 |

基本課題(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策10. あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|----------|------------|-------|---|--|---|--|-----|-----|-----|-----|
| 30 DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発の推進 | DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶のため、様々な媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。 | 職員の人材育成 | 60305202 | 職員の人材育成 | 人事課 | 各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。 | 「公務員倫理研修」において、ハラスメントを含めた内容で管理・監督職向けに研修を実施。 なお、「ハラスメント研修」については、3年に1回研修実施であり、次回の開催は平成31年度の予定。 | 「ハラスメント」はその範囲が広く、すべてを網羅した内容で実施することは難しいが、「ハラスメント」への理解を深め、全職員が共通の認識を持てるよう引き続き研修を実施する必要がある。 | ハラスメント研修については、3年に1回研修実施であり、次回の開催は平成31年度の予定であるが、平成29年度と同様、「公務員倫理研修」において、ハラスメントの内容を含める予定。 また、ハラスメント相談苦情窓口相談員向けにハラスメント研修を実施する予定。 | 1 | 回 | 1 | 1 |
| | 「女性に対する暴力をなくす運動」に関連する行事の開催 | | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 毎年、11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、セミナー等を開催し、女性に対する暴力防止の啓発を行う。 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、人権啓発セミナーを実施した。 「たく以外もDV?～精神的暴力を知る～」(参加者 87人) ・市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページ、男女共同参画センター「すみれだより」への記事掲載 ・DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 ・男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パールリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 ・公用車への啓発マグネットシートの貼り付け ・市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発(子育て支援課と合同実施) ・懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施) | セミナーを実施する際に、テーマ設定や講師選定に工夫が必要である。 市政だよりやホームページ等による情報発信のほか、効果的な啓発を検討していく必要がある。 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、人権啓発セミナーを実施予定。 ・市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページへの記事掲載 ・DV防止啓発リーフレット、デートDV予防啓発リーフレットの配布 ・男女共同参画センターに、女性への暴力防止の「パールリボン」と児童虐待防止の「オレンジリボン」を掲示 ・公用車への啓発マグネットシートの貼り付け ・市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内システムにおける啓発(子育て支援課と合同実施) ・懸垂幕の掲出(子育て支援課と合同実施) | 90 | 人 | 143 | 87 |
| | (再掲)事業所向け普及啓発 | | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、バウハラ等多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 188 | 事業所 | 139 | 135 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|--------------------|---|---------------|--------------------------|-------------------|---|--|--|--|----------------------------|-------|----|-------|------------|
| | 教職員の人材育成 | 20201406 | 人事管理業務 | 総務人事課(教育サポートセンター) | 各種ハラスメントに関する理解を深める研修等を実施する。 | 管理職を対象としハラスメントに関する理解を深める研修 1回 新規採用教職員を対象としハラスメントに関する理解を深める研修 1回 | 管理職に対し、研修以外にも校長会等の機会に周知を図っている。今後も継続して周知徹底を図っていく。 | 同左 | 各種ハラスメントに関する理解を深める研修等の実施回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | 人権教育研修 | 20201202 | 人権教育研修事業 | 人権教育課 | DV・デートDV、性犯罪、リベンジポルノ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶をめざすために、教職員の意識をさらに高めるための人権教育研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。 | 「LGBTと人権」と題しNPO法人QWRC理事の近藤 由香さんによる研修を実施した。LGBTと様々な社会問題との関係、セクシャルマイノリティの自殺率が高いこと、無関心が一番怖いこと等を知り、多様な性への学びを深めることができた。 | いじめ、虐待・DV等により子どもたちの命が危険にさらされるような事象等、子どもたちの人権がおびやかされている現状の中、すべての子どもたちが、学校園で、いきいきと、そして安心して過ごすことができ、自分のこと、友だちのことを大切に、人権を守って実践力を養っていく教育の推進が望まれる。 | 同左 | 研修受講者数 | 64 | 人 | 60 | 59 |
| 31 犯罪防止のための地域環境の整備 | 公園や道路などへの街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。 | 10101201 | 防犯灯整備推進事業 | 危機管理課 | 犯罪のない明るいまちづくりのために、町会(自治会)に防犯灯の整備を促進する。 | 防犯灯の新設については目標値の達成に至らなかったものの、蛍光灯より明るいLEDへの取替えを含め、着実に整備を進めることができた。 | 小規模な町会が、防犯灯の新設・LED化ができるように、補助率を維持・改善していくことが必要 | 引き続き、八尾市防犯灯整備補助金交付要綱等に基づいて町会(自治会)に補助金を交付することにより、防犯灯の設置を促進する。 | 町会(自治会)により新設される防犯灯の設置数 | 230 | 灯 | 136 | 177 |
| 32 相談窓口の周知 | 「すみれ」、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センターなどの相談窓口の周知を図ります。 | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設や暴力に関するセミナー開催時に配布し、相談窓口を広く周知する。 | 相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布した。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に実施した人権啓発セミナー開催時に、啓発カード等を配布した。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施した。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知に努めた。 | 引き続き、相談窓口の更なる周知を図る。 | 相談窓口を掲載した啓発カードやチラシ等を市内公共施設に配布する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に人権啓発セミナーを開催し、啓発カード等を配布する。 女性相談等、相談窓口を掲載したチラシの町会回覧を実施する。 庁内女子トイレへの配架、市政だよりや、ホームページにより周知する。 | 啓発カードやチラシ等の配布回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | 八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の周知 | 20102101 | 子育て総合支援ネットワークセンター事業 | 子育て支援課 | 就学時前の子どもがいる保護者を対象に配布する「子育てお・う・えんBOOK」に子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の案内を掲載し、市民への周知に努める。 | 相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを12,000部発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架した。また母子健康手帳発行と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦へも周知した。 | 他の子育てサービス情報と一緒に掲載されていることもあり、わかりやすいよう表示の工夫等が必要。 | 相談先である「みらい」の案内を掲載した子育ておうえんBOOKを12,000部発行し、子育て支援機関や認定こども園・保育園・幼稚園等に配架した。また母子健康手帳発行と同時に子育ておうえんBOOKを配布し、妊婦への周知も行う。 | 「子育てお・う・えんBOOK」の発行部数 | 12500 | 部 | 12500 | 12000 |

施策11. 子ども、若者への予防啓発の推進

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------------|------------|------------|---|--|--|---|---|------------------------|----|----|----|----|
| 33 暴力を防止する教育の推進 | 暴力を防止、すべての人の人権を尊重することができ、意識を高くむくため、学校教育などを通じて、子どもの頃から人権教育・啓発に取り組みます。 | 命を育む教育推進事業 | 20201208 | 命を育む教育推進事業 | 人権教育課 | 自分の命を大切に、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にしようとする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、生命を育んだり、触れ合ったりする体験や誕生・出産等をテーマにした取り組みを実施し、「かけがえのない命」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図り、その成果を各学校園に広める。 | 32校園に委嘱し、それぞれ特色のある「命を育む」教育を実践することができた。車いすダンスの鑑賞・体験や障がいのある人となない人の講話、助産師からの話など、「かけがえのない命」を実感するプログラムが各学校園で生まれ、有意義な取り組みが数多く実践された。「命の尊さ」を実感することで、暴力を否定する教育の推進を図ることができた。 | 同左 | いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。 | 委嘱校園数 | 15 | 校園 | 23 | 32 |
| 34 デートDVの予防・啓発の推進 | 新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、小・中学校の高学年や中学生等の早い段階から、啓発リーフレットの配布や学習機会を提供するなど、デートDVの予防啓発に向けた取り組みを行います。また、教育関係者や保護者に対する研修等を実施します。 | デートDV予防啓発リーフレットの配布 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | デートDVについての正しい知識と理解を周知するため、デートDV予防啓発リーフレットを配布するなど、若年層を中心に起こる交際相手等からの暴力を防止、ひいては配偶者等からの暴力防止にも繋げる。 | ・大阪経済法科大学より依頼があり、デートDV・防犯について講義に使用するため配布 ・市内公立中学校と私立中学校の生徒を対象に、デートDV予防啓発リーフレットを配布 ・市内中学校1校より依頼があり、2年生に配布 ・人権啓発セミナー開催時に配布 ・新規採用職員向け男女共同参画研修開催時に配布 | リーフレット作成にあたっては、中学生向けには、平易な表現やわかりやすい内容にすることが必要となる。 | デートDV予防啓発リーフレットを、中学生向けに、より分かりやすい内容で作成し、啓発に活用する。 | デートDV予防啓発リーフレットを配布した回数 | 5 | 回 | 5 | 5 |
| | 命を育む教育推進事業 | 20201208 | 命を育む教育推進事業 | 人権教育課 | 自分の命を大切に、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にしようとする姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共生教育やデートDVの予防・啓発の取り組みを推進し、その成果を各学校園に広める。 | 32校園に委嘱し、それぞれ特色のある「命を育む」教育を実践することができた。助産師からの話、車いすダンスをされている方の話、屠畜に関わる方の話を通しての人権講話、性教育など、「命の尊さ」を実感するプログラムが各学校園で生まれ、女性も男性も同じ人権をもった対等な存在で、だれもお互いに対等な存在であることを認めあうことによって、社会から暴力がなくなっていくことを学んだ。 | いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然厳しいものがあり、今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。 | 同左 | 委嘱校園数 | 15 | 校園 | 23 | 32 | |

施策12. 被害者支援体制の充実

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------------------|-----------|------------|---|--|---|---|---|---|-----|-----|------|-----|
| 35 相談支援体制の機能の充実 | 相談、情報提供、関係機関との連絡調整等の機能の充実を図り、誰もが安心して利用できる相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。 | 八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。(※DV対応連絡会構成所員・市民ふれあい課、市民課、地域福祉政策課、生活福祉課、高齢介護課、障がい福祉課、健康推進課、健康保険課、子育て支援課、労働支援課、住宅管理課、人権教育課) | 庁内関係課(13課)の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。 | 引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。 | 引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。 | 連絡会の開催回数 | 1 | 回 | 1 | 1 |
| 36 外国人市民、高齢者、障がいのある人への配慮 | 外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、相談に対応します。 | 関係機関と連携した被害者支援 | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 外国人市民、高齢者、障がいのある人の状況に配慮して、関係機関と連携して対応を行う。 | 外国人市民、高齢者、障がいのある人等への対応については、必要に応じて、関係機関、関係課と連携して対応し、DV等被害者への支援を行った。 | 引き続き、庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る必要がある。 | 庁内関係課を始めとした関係機関と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV等被害者の支援を図る。 | 関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合(連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数) | 100 | % | 100 | 100 |
| | 外国人市民相談事業 | 60103101 | 多文化共生推進事業 | 文化国際課 | 外国人集住地域に近いコミュニティセンターに多言語による生活相談窓口を設置し、言語・文化・生活習慣等の違いから生じる日常生活上の不安を解消するための支援や、市内行政機関における窓口手続きの支援を行う。 | 多言語による相談を必要とする外国人市民を対象に、行政手続きや生活全般に関する生活相談事業を実施した。 | 医療等の専門性の高い内容については、相談を受けるのが困難なため、相談体制や関係機関との連携等を検討していく必要がある。 | 言語・文化・生活習慣等の違いから生じる日常生活の不安を解消するため、多言語による相談事業を継続する。 | 外国人市民相談事業件数 | 1000 | 件 | 908 | 1026 | |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 | |
|--------------------|--|-------------------------------|--------------------------|--|--|---|---|---|---|----------|-----|-----|------------|---|
| | 外国人市民相談事業 | 60306201 | 市民相談 | 市民ふれあい課 | 外国人市民行政相談窓口通訳者を配置し、関係機関と連携して、外国人市民がDV被害等に対して適切な相談を受けることが出来るように、相談窓口の充実に努める。 | 市民相談窓口に、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時、外国人市民行政相談窓口通訳者を配置して、外国人市民のDV被害等に対して、適切な相談を受けることができる体制を整えた。 | 外国人市民は、生活習慣の違いから、DV被害を受けていないが、それをDVだと認識できないケースがあるため、外国人向けの啓発が必要である。 | 同左 | 外国人市民行政相談窓口通訳者の配置日数 | 245 | 日 | 243 | 244 | |
| | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置 | 60306111 | 戸籍・住民票・届出証明・個人番号カード交付業務 | 市民課 | 外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、丁寧な説明を心がけるとともに、必要に応じて、通訳者等を同席させ当措置の理解に努める。 | 外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、適切に対応した。(適切に対応した件数31件/支援が必要な件数31件) | 引き続き、外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者の状況に配慮した対応を心がけ、必要な支援を提供できるように努める。 | 同左 | 外国人市民、高齢者、障がいのある支援者及び相談者に対して、適切に対応した割合(適切に対応した件数/支援が必要な件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| | 地域包括支援センター相談体制の充実 | 10302406 | 地域包括支援センター運営事業【特別会計】 | 高齢介護課 | DV被害者が高齢あるいは障がいがあるなどの場合、適切な相談が受けられるよう、それぞれの担当課と連携して相談に対応する。 | ・地域包括支援センターの相談対応件数(基幹型・プラン・地域型15箇所の計)30,246件。うち、権利擁護相談件数3,160件 ・随時会議開催件数62件、回数99件。 | 支援が必要となる背景には、様々な理由があり、抱える問題も複雑なため、当事者だけの対応、ひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。 | 同左 | 関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合(連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| | 障がい者相談支援事業 | 10304604 | 障がい者相談支援事業 | 障がい福祉課 | 障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 | 3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)のそれぞれの分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や保護者・介護者への相談支援を実施した。 | 基幹相談支援センターと連携し、更なる相談支援体制の強化が必要 | 同左 | 障がい者相談支援委託事業所数 | 4 | ヶ所 | 4 | 4 | |
| 37 緊急時における被害者の安全確保 | 危険があり緊急を要するDV被害者に対して、警察署や配偶者暴力相談支援センター等との連携のもとで、一時保護につなぐなどの被害者の安全に重点をおいた支援を行います。 | 緊急一時保護の支援 | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | DV等により、緊急に被害者の保護が必要となった場合、大阪府女性相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援を行い、一時保護の対応を行う。 | 人権政策課で相談対応した中で、DV等を主訴とする相談のうち、緊急に被害者の保護を必要とする5件について、一時保護の対応を行った。 (一時保護の対応を行った件数 5件/一時保護を必要とする人の件数 5件) | 被害者の安全に配慮しながら、関係機関と連携して対応する必要がある。 | 緊急一時保護を必要とする人に対して適切に対応した割合(一時保護の対応を行った件数/一時保護を必要とする人の件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| 高齢者虐待の支援 | 10302406 | 地域包括支援センター運営事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 高齢介護課及び八尾市地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談対応を実施。高齢者のDVは、権利侵害事例であることから高齢者虐待ケースとして、関係機関と連携して対応する。 | ・高齢者虐待通報件数130件、うち虐待と判断した件数72件。 | 高齢者虐待の要因として「認知症による言動の混乱」が最も多くみられているが、養護者や家族員自身が抱える問題の重なりによって虐待が生じている事例や、多問題を抱えた家族員が虐待する事例もみられる。しかし、アルコール問題や精神疾患を抱える家族の支援者が不在であることにより支援を十分に整えられないケースも多く、養護者支援の整備について大きな課題となっている。 | 同左 | 関係機関と連携した支援が必要な方に対して、適切に対応した割合(連携して対応した件数/連携した支援が必要な件数) | 100 | % | 100 | 100 | | |
| 緊急時障がい者保護事業 | 10304201 | 緊急時障がい者保護事業 | 障がい福祉課 | 在宅の障がい者が緊急やむを得ない事由で、福祉サービスの支給を受けることが困難な時に、一時的に短期入所サービス等の利用を行うことにより、日常生活の安定を図る。 | 緊急時やむを得ない在宅の障がい者を一時的に入所させるための居室を確保し、入所させた。 | 利用の見込が難しく、利用者が多数出た場合の居室や予算の確保 | 同左 | やむを得ない措置による短期入所利用者数 | 2 | 人 | 0 | 1 | | |
| 母子緊急一時保護事業 | 20102214 | 母子緊急一時保護事業 | 子育て支援課 | 不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。 | 生活困窮等の経済的に緊急の保護を必要とするケースについて母子家庭6世帯、16人の一時保護を実施した。 | DV等での母子緊急一時保護事業の利用者が増加しており、より一層の関係機関との連携が必要である。 | 不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。 | 一時保護の利用件数 | 5 | 件 | 2 | 6 | | |
| 38 被害者の自立支援 | DV被害者が置かれた状況に応じて、必要となる手続き等について、様々な制度に関する情報を提供します。また、被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けられている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。 | 被害者の自立を支援する各種情報の提供 | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | DV等被害者の状況に応じて、各種制度の利用により生活再建が図れるよう、必要となる手続き等についての助言、情報提供、他機関紹介を行うなど、適切な支援を行う。 | DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行った。 | 引き続き、DV相談員の配置や、やおDV相談専用ダイヤルの運用により、DV等被害者が置かれた状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続きや、さまざまな制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行う。 | DV等被害者の状況に応じて、適切な支援を行った割合(適切な支援を行った件数/DV等相談件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| | 住民基本台帳事務における支援措置にかかる意見付与 | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | DV等被害者から住民基本台帳事務における支援措置の申出に対して、被害者を保護するため、相談機関として意見付与を行う。 | 住民基本台帳事務における支援措置について、2年目以降の延長の申出があった場合、市民課担当と共に申出者の状況を確認し、DV等により、引き続き、閲覧制限等の支援措置が必要と認められたとき、人権政策課において意見付与を行った。 (意見付与を行った件数 89件/継続して支援措置が必要な人の件数 89件) | 複数回継続して意見付与を行うケースが累積されるため、年々件数が増加している。被害者の安全を守るため、関係課との連携が必要である。 | 引き続き、関係課と連携して対応する。 | 支援措置が必要と認められる方に意見付与を行った割合(意見付与を行った件数/継続して支援措置が必要な人の件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置 | 60306111 | 戸籍・住民票・届出証明・個人番号カード交付業務 | 市民課 | ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行う。 ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行う。 | ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を行った。(適切に対応した件数127件/被害者保護のための措置が必要な件数127件) ・関係各課へ支援対象者の情報提供を行い協力を仰いだ。 | 措置件数は年々増加しており、相談体制の充実や専門知識の取得、関係課、関係機関との連携強化が必要である。また、マニュアルの整備や、担当間で情報と知識の共有を図る等、引き続き支援措置に関する適正な事務の執行が確保されるように努める。 | 同左 | 被害者保護のための措置を適切に行った割合(適切に対応した件数/被害者保護のための措置が必要な件数) | 100 | % | 100 | 100 | |
| 39 推進体制の充実 | 「八尾市DV対応連絡会」や「八尾市男女共同参画施策推進本部」、「八尾市男女共同参画審議会」などにおいて、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、推進体制の充実を図ります。 | (再掲)八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会の開催 | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する課題について、適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者の適切な支援を図る。 | 庁内関係課(13課)の実務担当者からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 また、ケースごとに、被害者ニーズに沿った支援を行うため、関係各課と連携して対応を行った。 | 引き続き、連絡会において、DV被害者支援について連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。 | 引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。 | 連絡会の開催回数 | 1 | 回 | 1 | 1 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|---------------|---|---------------|--------------------------|--------|-------|---|---|---|---|-----|----|-----|------------|
| 40 関係機関との連携強化 | 大阪府と府内DVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図ります。 | | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 大阪府と府内DVにかかわる機関や市町村で構成するブロック会議等を通じて、情報収集に努めるとともに、大阪府や近隣の市町村との連携強化を図る。 | ・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためブロック別情報交換・事例検討会」<大阪市・中河内ブロック>へ参加し、各市町村・男女共同参画センターにおける女性のための相談及びDV相談における課題等について、大阪府、近隣市と情報交換、事例検討を行った。 ・「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック情報交換・事例検討会から見えてきた課題～」に参加し、各ブロックから浮かび上がってきた課題を全体で共有し、課題解決に向けての学びを深める機会とした。 | DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める必要がある。 | DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図るなど、今後も連携強化に努める。 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| 41 加害者への対応 | 加害者を対象とした国・大阪府等の取り組みに関する情報収集に努めます。 | | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。 | 国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、情報収集と知識の向上に努めた。 大阪府「DV被害者の地域支援者養成講座」(6回) 大阪府「大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修」(2回) 内閣府「女性に対する暴力被害者支援のための官公・官民連携促進ワークショップ事業」(1回) 大阪府「大阪府配偶者暴力相談支援センター関係職員研修」(4回) 大阪府「大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内7ブロック」(1回) 内閣府「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」(1回) 内閣府「「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」研修」(1回) 大阪府「依存症対応職員研修」(1回) | 研修を受講した職員だけではなく、他の職員が研修や講座で得た知識やスキルを共有できるよう、フィードバックの仕組みが重要である。 配偶者等からの暴力の防止に向けた加害者への対応については、国・大阪府の動向などに注視しつつ、情報収集に努めるなど、適切に対応する。 | 引き続き、国・大阪府等が主催するDV被害者支援に関する研修会等へ参加し、加害者を対象とした取り組み等の情報収集を行う。 | 10 | 回 | 13 | 17 |

基本課題(6)様々な困難を抱える人々への支援

施策13. ひとり親家庭への支援

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-----------------|----------|-----------------|--------|---|--|---|--|-------|---|-------|-------|
| 42 ひとり親家庭への支援の充実 | 生活や子育て等の様々な場面で困難な状況にあるひとり親家庭への支援を充実します。 | ひとり親家庭医療費公費負担事業 | 20102205 | ひとり親家庭医療費公費負担事業 | こども政策課 | ひとり親家庭の生活の安定と児童の健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に医療費の一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。 | 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行った。 | 平成30年4月に大阪府福祉医療費助成制度の再構築が実施されることとなり、制度変更の影響を受ける対象者への周知・丁寧な説明が必要となる。 | 対象者数 | 6,000 | 人 | 5,969 | 5,817 |
| | | 児童扶養手当の給付 | 20102202 | 児童扶養手当関係事務 | こども政策課 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進と、児童の心身の健やかな成長に寄与するために、当該児童について児童扶養手当を支給する。 | 市政だより、ホームページ、子育て応援BOOKなどにより行っている制度の周知や充実を図った。また、平成29年7月から開始したマイナポータルを利用した子育てワンストップサービスや、マイナンバー利用事務に対して迅速かつ正確に対応した。 | 平成30年8月分より全部支給所得制限限度額の引上げ、平成31年11月支給分(8月分から10月分)より、支払回数が現行の年3回から、年6回の隔月支払に変更、など制度変更のさらなる周知を図る必要がある。 | 受給者数(年度末) | 2,900 | 人 | 2,775 | 2719 |
| | | 母子家庭等自立支援事業 | 20102207 | 母子家庭等日常生活支援事業 | 子育て支援課 | 母子家庭・父子家庭の自立を促すために、就労支援を行う。 | ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給者数27人、延べ支給月数294ヶ月 ・母子家庭等高等職業訓練費了支援給付金 支給者数9人 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金 支給者数13人 | 平成28年度以降の支給対象者の拡大に伴い、給付金支給者数並びに、相談件数が増加している。 | 従来の事業に加えて、中核市移行に伴い、大阪府から移譲された母子家庭等・就業自立支援センター事業を委託により実施する。 | 25 | 人 | 20 | 27 |
| | | ひとり親家庭の親への就労支援 | 40105202 | 地域就労支援事業 | 労働支援課 | 地域就労支援事業において、働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・家庭状況・出身地など、さまざまな理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。 | 市内3カ所を拠点として、就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や介護職員初任者研修といった、職業能力開発講座を開催した。 平成29年度 相談件数 1,616件 | 支援の対象は女性も含む就労困難者等であり、女性に特化した窓口ではない。就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた、丁寧な支援を継続していく。 | 相談事業の見直しにより、地域就労支援コーディネーターの配置を5カ所に拡充し、就労困難者等が身近に相談できる環境を整える。 | 1,100 | 件 | 1,167 | 1,616 |

施策14. 介護・介助を必要とする人への福祉の充実

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---------------|----------|---------------------|--------|--|---|--|---|--------|----|--------|-------|
| 43 介護・介助を必要とする人への福祉の充実 | 介護・介助を必要とする人が、安心して適切なサービスを受けられることができるよう、サービスの質の向上に努めます。 | 介護保険事業者等の人権研修 | 10303203 | 介護給付費等費用適正化事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する。 | 『『成年後見制度と人権』～法的支援から考える成年後見人等の人権～』というテーマで人権研修を実施。 | 多くの介護保険事業者等に対して人権意識の向上をめざしていくために、今後も継続して研修を実施していく必要がある。 | 介護保険の事業者従事者の人権意識の向上と被保険者の人権を守るため、人権研修を実施する。 | 250 | 人 | 258 | 229 |
| | | 地域ケア会議 | 10302405 | 地域ケア会議推進事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。 | 地域ケア連絡協議会2回/年、地域ケアケース会議22回/年(地域ケアケース会議合同定例会2回/年、地域ケアケース会議(定例会)20回/年)、地域ケアケース会議随時会議99回 | 高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関および地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的な方法について検討でき、引き続き行っていく。 | 地域ケア会議開催件数 | 90 | 件 | 94 | 123 |
| | | 介護給付事業 | 10304208 | 介護給付事業 | 障がい福祉課 | 障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や支援を行う。 | 障害者総合支援法に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、同行援護等の障がい福祉サービスの給付を行った。 | 利用者や事業所が増加していく中での、サービスの質の確保 | 居宅介護等の月平均利用量 | 12,422 | 時間 | 17,949 | 19181 |

施策15. 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---------------------------------------|----------|------------|-------|--|--|---|---|----|---|----|----|
| 44 外国人市民に対する多言語による情報提供 | 外国人市民が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどサービスの向上に努めます。 | 外国人市民への情報提供事業 | 60103101 | 多文化共生推進事業 | 文化国際課 | 市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供する「多言語情報誌」を発行する。 | 毎月、市政だよりから外国人市民に必要な記事を抜粋し、中国語・ベトナム語・英語の3言語に翻訳した「多言語情報誌」を市内行政機関等に配架した。 | 外国人市民によりわかりやすい情報を、なるべく早く届けるための工夫が必要である。 | 外国人市民が安心して暮らせるよう、引き続き「多言語情報誌」を発行する。 | 12 | 回 | 12 | 12 |
| 45 複合的に困難な状況に置かれている人々に対する関係機関と連携した支援 | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることでも更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、関係機関と連携した支援を行います。 | 八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を通じた関係機関連携の呼びかけ | 60203301 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることでも更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する支援について、関係機関との連携、被害者の状況に応じた迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会で依頼する。 | 庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援について、被害者の状況に応じた連携のあり方や支援のあり方の情報共有、意見交換を行った。 | 今後も引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る必要がある。 | 引き続き、連絡会において、連携のあり方や支援のあり方の情報共有を行うとともに、相談対応ケースごとに関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。 | 1 | 回 | 1 | 1 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|----------------------|---|---------------|--------------------------|-----------|--|--|---|--|------------------------------|-----|----|-----|------------|
| | (公財)八尾市国際交流センターへの支援 | 30202102 | (公財)八尾市国際交流センターへの支援 | 文化国際課 | (公財)八尾市国際交流センターへの運営支援を行い、広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献する。 | (公財)八尾市国際交流センターに対して運営経費補助金の交付を行った。 | 八尾市域の国際化の拠点として、市民・各種団体・企業等と連携した取り組みを進める等、事業内容の充実を図るための働きかけが必要である。 | 広く市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献するため、引き続き(公財)八尾市国際交流センターへの運営支援を行う。 | (公財)八尾市国際交流センターにおける年間事業数 | 20 | 件 | 21 | 22 |
| | コミュニケーションサポーター派遣業務 | 10303105 | 介護保険認定調査事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。 | 要介護認定調査を受けるに際して、中国語の通訳者(4件)、手話通訳者(5件)、手話のできる調査員(9件)など必要な通訳者等の派遣を行った。 | 今後も必要に応じて通訳者の派遣を行っていく必要がある。 | 外国語の通訳が必要な方及び視覚障がい者などの意志疎通が困難な被保険者の要介護認定調査時に、通訳者の派遣を行う。 | 通訳者の派遣を希望する被保険者に対して、派遣を行った割合 | 100 | % | 100 | 100 |
| | 地域ケア会議 | 10302405 | 地域ケア会議推進事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 困難ケースについて関係機関で集まり、支援方針を決定する。また地域課題を抽出し、課題解決に向けて対策提言を行う。 | 地域ケア連絡協議会2回/年、地域ケアケース会議22回/年(地域ケアケース会議合同定例会2回/年、地域ケアケース会議(定例会)20回/年)、地域ケアケース会議随時会議99回 | 高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関および地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法について検討でき、引き続き行っていく。 | 同左 | 地域ケア会議開催件数 | 90 | 件 | 94 | 123 |
| | 障がい者相談支援事業 | 10304604 | 障がい者相談支援事業 | 障がい福祉課 | 障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 | 3障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)のそれぞれの分野に精通した相談支援事業所に委託を行い、各事業所が連携を取りながら障がい者等や保護者・介護者への相談支援を実施した。 | 基幹相談支援センターと連携し、更なる相談支援体制の強化が必要 | 同左 | 障がい者相談支援委託事業所数 | 4 | ヶ所 | 4 | 4 |
| | 識字・日本語教室 | 30201102 | 社会教育事業 | 生涯学習スポーツ課 | 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的な学習の機会を提供する。 | 定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供した。 | 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえて、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。 | 同左 | 教室開催回数 | 116 | 回 | 111 | 111 |
| 46 人権尊重の観点からの配慮 | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する偏見や差別をなくす啓発を進めます。また、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点から配慮します。 | 60102101 | 人権啓発の推進 | 人権政策課 | 市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める。また、年間1回は女性の人権をテーマに開催する。 | 第1回:「LGBTを理解する～多様な家族のかたち～」(8月30日)参加者:208人 第2回:「たたく以外もDV?～精神的暴力を知る～」(12月1日)参加者:87人 第3回:「スマホ時代の子どもたちに大人ができること」(1月17日)参加者:89人 第2回セミナーで、女性の人権をテーマに開催した。 | 時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定及び講師選定が必要である。セミナーを継続実施することで、市民の人権意識の向上を図る必要がある。 | 3回実施予定。時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定により、市民の人権意識の向上を図る。 | 人権啓発セミナーの年間開催回数 | 3 | 回 | 3 | 3 |
| | 人権教育研修 | 20201202 | 人権教育研修事業 | 人権教育課 | 性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等の各問題に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する理解を深め、偏見や差別をなくすことをめざした人権研修を実施し、各学校園での取り組みの推進を図る。 | 偏見や差別をなくすことを目的とした人権研修を実施し、性的マイノリティ、障がいがあること、外国人であること等様々な困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々などに対する理解を深めた。また、自分自身がとらわれているかもしれない固定的な性別役割分担意識を見つめ直す機会とした。 | 男女平等をはじめ様々な人権課題について学ぶことで、一人ひとりがあつてのままで暮らせる社会を目指した取り組みを進める必要がある。 | 同左 | 研修受講者数 | 64 | 人 | 60 | 59 |
| 47 生活困窮者の自立に向けた支援の充実 | 「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置した「八尾市生活支援相談センター」において、相談者の抱える生活困窮を軸とした複合的な課題に対し、関係機関等と連携し、個別的、包括的、継続的な支援を行います。 | 10305206 | 生活困窮者自立支援事業 | 地域福祉政策課 | 専門相談員による生活保護に至る前段階での生活困窮者に対する早期の相談支援、第一的な相談窓口としての寄り添い型支援を行い、生活困窮に陥っている原因を見つけ、関係機関との連携を行いながら、解決に向けての支援を実施する。 | ・相談実績 392件 ・支援プラン作成数 79件 H29年度から「就労準備支援事業」と「子どもの学習支援事業(こども政策課と共同実施)」を新たに実施した。 | ・関係機関との連携強化 ・生活困窮者自立支援制度の周知 | 同左 | 支援プラン作成件数 | 91 | 件 | 66 | 79 |

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本課題(7)子どもの頃から男女共同参画意識の醸成

施策16. 子どもの頃から男女共同参画意識の理解促進

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-------------------|--------|---|---|---|----|------------------------|-----|----|-----|-----|
| 48 認定こども園、保育所(園)、幼稚園、小・中学校等における男女平等教育・学習の推進 | 子どもの頃から男女共同参画意識を培うため、あらゆる機会において、男女平等教育を推進します。 | 20103206 | 「人権を大切に育てる」保育推進事業 | こども施設課 | 「人権を大切に育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通して伝えていく。 | 保育所(園)職員研修を19回実施。 | 平日の日中の時間帯のみではなく、実施時間帯を工夫することにより、研修に一人でも多くの職員が参加できるような方策を検討する必要がある。 | 同左 | 保育所(園)職員研修実施回数 | 20 | 回 | 19 | 19 |
| | 男女平等教育指導 | 20104102 | 幼稚園教育の指導事務 | 指導課 | 学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行う。 | 学校園教育の充実をめざす中で、男女平等・男女共同参画について、幼稚園・小学校・中学校の教育課程において指導及び助言を行った。 | 学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 | 同左 | 指導及び助言を実施した学校園の数/全学校園数 | 100 | % | 100 | 100 |
| | | 20201105 | 小・中学校教育の指導事務 | | | | | | | | | | |
| | 命を育む教育推進事業 | 20201208 | 命を育む教育推進事業 | 人権教育課 | 自分の命を大切に、自分の命を自ら守ることができる子ども、他人の命も大切にすることができる子どもを育成し、成長した将来に渡って命を大切にできる姿勢を身につけた人格の形成をめざす中で、男女共同参画意識を培うための男女共生教育等の先進的な取り組みの推進を図り、各学校園にその成果を広める。 | 32校園に委嘱し、それぞれ特色のある「命を育む」教育を実施することができた。助産師からの話、車いすダンスをされている方の話を通しての人権講話、性教育などにより「命の尊さ」を実感するとともに、男女共同参画意識を育む取り組みが実践された。 | 性別によって進路選択が限られることがないように、学校園での集団づくりや人権学習の取組みにより男女共生の意識や生き方について学んでいくことが求められる。 | 同左 | 委嘱校園数 | 15 | 校園 | 23 | 32 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|---|---|---------------|------------------------------|-----------|--|--|--|--|----------------------------------|-----|----|-----|------------|
| 49 男女平等に 基づいた性に 関する教育の 充実 | 男女が共に互いの 人格と人権を尊重す ることができるよう、 年齢に応じて性に 関する正しい知識・情 報を提供するととも に、学習機会の充実 を図ります。 | 20104102 | 幼稚園教育の指導事務 | 指導課 | 学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を 尊重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課 程において指導及び助言を行う。 | 学校園教育の充実をめざし、男女が互いに人格・人権を尊 重しあえるように、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にお いて指導及び助言を行った。 | 学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業 力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育 委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 | 同左 | 指導及び助言を実施した 学校園の数 / 全学校園 数 | 100 | % | 100 | 100 |
| | | 20201105 | 小・中学校教育の指導事務 | | | | | | | | | | |
| 50 保育士、教 職員等への意 識啓発・研修の 充実 | 保育士・教職員等に 男女平等・男女共同 参画意識の啓発する こととともに、男女平 等・男女共同参画保 育・教育に関する指 導方法などの研修を 充実させます。 | 20103206 | 「人権を大切にす る心育てる」保育推 進事業 | 子ども施設課 | 「人権を大切にす る心育てる」保育を 推進するための学 習・研究を行い、 児童に保育所(園) という生活の場を 通じて伝えていく。 | 保育所(園)職員研修を19回実施。 | 平日の日中の時間帯のみではなく、実施時間帯を工夫する ことにより、研修に一人でも多くの職員が参加できるような方 策を検討する必要がある。 | 同左 | 保育所(園)職員研修実 施回数 | 20 | 回 | 19 | 19 |
| | | 20201202 | 人権教育研修事業 | 人権教育課 | 人権研修の一環として人権教育実践交流会を年2回実 施し、各学校園での男女平等・男女共同参画保育・教育 に関する実践の交流を行い、取り組みの一層の充実を 図る。 | 人権教育実践交流会を市内全学校園を対象に実施し、2回 の交流会にはのべ115名の教職員が参加した。 交流会では各学校園における人権教育の取組みを報告・共 有し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取組 みを展開することの重要性について再認識することができ た。交流では、男女共生教育、性的マイノリティについての 教育実践が報告された。 | 今後も男女共生の意識を高め、性の多様性を人権問題とし てとらえ、その対応を進めていくことが必要である。 | 同左 | 人権教育実践交流会参 加者数 | 64 | 人 | 64 | 72 |
| 51 家庭・地域 における男女 共同参画を促 進するための 学習機会の提 供 | 家庭の教育力の向 上をめざす上で、男 女共同参画の視点 を持って、こども会・ PTA等各種団体 を通じて保護者等に学 習機会を提供しま す。 | 20105303 | 青少年育成支援事業 | 青少年課 | 地域社会において関係団体が密接に連携することで、青 少年を取り巻く社会環境の改善や青少年育成に携わる 保護者・育成者への啓発・情報提供等を図る。 | 住民懇談会の他、以下のとおり開催した。 ・青少年健全育成八尾市民大会(参加者総数323人) ・家庭教育を考える市民集会(参加者総数251人) | 関係団体と連携し、継続的に啓発活動を実施していく。ま た、市民大会や市民集会の内容について、青少年を取り巻 く環境の変化に対応した講演等を検討する。 | 引き続き、地区において住民懇談会を実施していただくよう 働きかけていく。また、市民大会や市民集会について内容の 検討を図る。 | 青少年健全育成に関す る地区住民懇談会の実 施地区数 | 32 | 地区 | 26 | 24 |
| | | 30201103 | 生涯学習推進事業 | 生涯学習スポーツ課 | 市民の人権意識の向上を図るため、人権学習講座を開 催する。 | 人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考える きっかけとなる場を提供した。 | さまざまな人権について考えるきっかけを作ることができる よう講師等の情報収集が必要である。 | 同左 | 実施回数 | 6 | 回 | 6 | 5 |

基本課題(8)様々な分野への男女共同参画の意識啓発

施策17. 男女共同参画の意識啓発

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------------|---|--|---|--|---|---|---------------------|------|------|------|---|
| 52 男女共同 参画を推進す る広報・啓発活 動や情報提供 | 性別による固定的な 役割分担意識を解 消し、男女共同参 画を推進するため に、多様な媒体や機 会を通じた広報・啓 発活動に努めます。 また、図書資料等 を活用し、男女共 同参画に関する情 報提供に努めます。 | 60304101 | 市政情報の発信 | 市政情報課 | 市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FM ちやお)など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情 報等の発信を行う。 | ・市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。 平成29年6・11月号(計2回) ・コミュニティFM放送(FMちやお)において、市提供番組「情 報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の 中で放送した。 | ・市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ・コミュニティFM放送(FMちやお)については、災害時にお ける市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことか ら、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取 り組む必要がある。 | 同左 | 市政だよりへの啓発記事 掲載回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | | 60304102 | コミュニティFM放送事業 | | | | | | | | | | |
| | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運 動」の期間に合わせたセミナー等の実施や、啓発リーフ レットの配布など、様々な手法を通じた啓発に取り組む。 また、市民実行委員との協働により、「八尾市はつらつ フォーラム」を企画運営し、講演会を実施するなど、男女 共同参画意識の醸成を図る。 | ・男女共同参画週間講演会 「あなた、わたしがいなくなっても大丈夫? 知ってトクする、 おひとりさまの老後」 講師: 中澤 まゆみ氏 (参加者数 122人) ・八尾市はつらつフォーラム 講演会「下流老人の実態～孤立しないための地域力～」 講師: 藤田 孝典氏 (参加者数 110人) ・人権啓発セミナー 「たたく以外もDV? ～精神的暴力を知る～」 講師: 高坂 明奈氏 (参加者数 87人) ・市政だより「じんけん」のコーナー、ホームページ、男女共 同参画センター「すみれだより」への記事掲載 ・懸垂幕「男女共同参画社会をめざして」の掲出 ・公用車への啓発マグネットシートの貼り付け ・市役所本庁1階市民待合ロビー広告付き番号案内シ ステムにおける啓発 | 市民の関心を喚起するような事業を企画するとともに、より 多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を 行い、男女共同参画について考える機会の提供を推進して いく必要がある。 | 引き続き、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなく す運動」の期間に合わせたセミナー等の実施や、啓発リーフ レットの配布などを行い男女共同参画啓発に関する情報提 供に努める。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移 管。) | 男女共同参画週間講演 会、はつらつフォーラム、 人権啓発セミナーの参加 者数 | 340 | 人 | 455 | 319 | |
| | 30201405 | 図書館管理運営業務 | 八尾図書館 | 市民が必要とする多様な資料を収集し、貸出等を通じて 市民生活に必要な知識や情報を提供する。 | ○図書貸出点数 2,064,144点 ○実利用者数 45,220人 ○八尾図書館を中央館とした市内4館及び移動図書館にお いて、図書館サービスの提供 | 今後も地域や利用者などの課題やニーズを踏まえた資料・ 情報の収集・提供をさらに取り組んでいく必要がある。 | 図書館サービスの提供(レファレンス機能の充実、図書館ポ ランティアとの連携等) | 市民一人あたりの図書館 総蔵書数 | 3.6 | 冊 | 2.59 | 2.68 | |
| 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八 尾」実現事業 | 女性活躍推進 プロジェクト チーム | ・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベ ントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介 や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組み の紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に 係る情報紙を発行する。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載 など、情報発信を行う。 | イベント情報など不定期ではあるが、ホームページの更新を 行った。また、やおキラは3回発行した。 | 積極的に情報発信に努めたが、見ていただきたい層に閲覧 してもらえていないのか不明であった。 | 人権政策課男女共同参画係の業務を一部統合し、八尾市 男女共同参画推進センターすみれのフェイスブックを立ち上 げ、積極的に情報を発信していく。 | 女性が活躍しやすい環 境づくりが進んだと思 う市民の割合 | 40 | % | 36.5 | 38.3 | | |

施策18. 男性にとっての男女共同参画の推進

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|----------|--------------|-------|---|---|---|--|------------|-----|---|-----|-----|
| 53 男性の意 識改革に向け た学習機会の 提供 | 参加しやすい日時・ 内容などを工夫し て、男性を対象とし た男女共同参画につ いての学習機会を提 供します。 | 60203202 | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、参加しやすい 日時・内容などを工夫し、男性を対象とした男女共同 参画についての講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施し た。 「定年後を夫婦で楽しく暮らすための戦略講座」(参加者 7 人) 「しなやかモード切替」男性コミュニケーションカアップ講座 (参加者 2人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知 方法を工夫し、男性の参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男性を 対象とした講座の充実を図る。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移 管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
|-----------------------------------|---|----------|--------------|-------|---|---|---|--|------------|-----|---|-----|-----|

| 取り組み内容 | | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 |
|---|---|--------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------|--|--|---|---|--|--|-----|------|------------|
| | | 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業(子どもいきいき実践部門) | 20102401 | 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業 | 子ども政策課 | 家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。 | 父親の子育てへの参画を促進する取り組み4件に対し、助成金を交付し、父親と子どもの関係を深める取り組みや、子育てに積極的に参加する父親のネットワークづくりに寄与する取り組み等を実施した。 次代の親を育成する取り組み1件に対し、助成金を交付し、若い世代が出産や子育て等のライフデザインについて考える取り組みを実施した。 | 市が喫緊に対応を求められている課題等を踏まえ、助成内容見直しの検討を行う必要がある。 | 家庭の子育て力を高め、子育てしやすい環境の充実を図るために、申請団体が、自主的に計画・実施する子育て支援活動等で、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや次代の親を育成する取り組みに対して助成金を交付する。 | 取り組み助成件数 | 8 | 件 | 9 | 5 |
| | | (再掲)事業所向け普及啓発 | 40105101 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 八尾市企業人権協議会会員事業所をはじめとする市内事業所向けの研修などを通じて、男女共同参画についての普及啓発に取り組む。 | ・市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 ・勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を図るための「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を行った。 | ・八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みと広報手段について検討する。 ・市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題は、男女共同参画のほか、ワーク・ライフ・バランス、公正採用、外国人雇用、障がい者雇用、パワハラ等多岐にわたるため、その時の社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく。 | 同左 | 八尾市企業人権協議会に加入する会員事業所数 | 188 | 事業所 | 139 | 135 |
| 施策19. 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 54 市の刊行物等の表現の配慮 | 市の情報発信において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立ったよりよい表現を推進します。 | (再掲)広報紙作成、市ホームページ等作成・管理、コミュニティFM放送事業 | 60304101 | 市政情報の発信 | 市政情報課 | 市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちゃお)等において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いる。 | ・市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。 平成29年6・11月号(計2回) ・コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。 | ・市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ・コミュニティFM放送(FMちゃお)については、災害時における市民の情報取得媒体として、重要な役割を果たすことから、認知度の向上に加え、普段より聴取してもらえるよう、取り組む必要がある。 | 同左 | 市政だよりへの啓発記事掲載回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | | 60304102 | コミュニティFM放送事業 | | | | | | | | | | | |
| | | | 市の刊行物における男女共同参画の視点に立った表現の推進 | | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて、作成する。 ・人権政策課で実施する講演会等のポスター、チラシの作成の際に、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現となるよう留意し、作成した。 ・男女共同参画推進員を通じて、各課に働きかけた。 | 男女共同参画推進員を通じて、市の刊行物について、各課に働きかけるなど、周知が必要である。 | 引き続き、ポスター、チラシ等の刊行物は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて、作成する。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 人権政策課で作成する刊行物等の表現等を確認した割合(確認した件数/刊行物を作成した件数) | 100 | % | 100 |
| 55 メディア・リテラシーの向上のための学習機会の提供 | メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。 | メディア・リテラシーに関する講座 | 60203202 | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーの向上をめざし、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催する。 | ・男女共同参画センター「すみれ」において、講座を実施した。 「想いが伝わるツールを作ろう」スマホアプリを活用した写真加工のコツ～SNSで想いをうまく伝えるために～(参加者 23人) 「ニュースを読む～2017年を振り返ってみよう!～」(参加者 9人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、メディア・リテラシーに関する講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| 56 青少年健全育成のための情報点検 | 家庭・学校・地域・行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、インターネット上の有害サイトなどに子どもが接しないよう、点検に努めます。 | 青少年育成支援事業 | 20105303 | 青少年育成支援事業 | 青少年課 | 「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行う。また、青少年指導員が定期的に地域の巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。 | 青少年指導員431名が各地域の巡回を行い、青少年の環境づくりに貢献した。また、子ども110番の家の協力家庭や店の協力を推進し、子ども達の緊急時の避難場所を確保することに尽力した。 | 子ども110番の家・店の一層の増加を図る。 | 引き続き、青少年指導員による巡回、子ども110番の家・店の協力推進を図り、青少年が安心して活動・生活できる環境づくりに取り組む。 | 昼間(毎週月・金曜日)、夜間(毎週火・木曜日)の街頭活動実施回数 | 104 | 回 | 104 | 104 |
| | | | 20105201 | 青少年育成事業 | | | | | | | | | | |
| 基本課題(9)地域における男女共同参画の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策20. 地域における男女共同参画の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 57 地域活動における男女共同参画の推進 | 性別による固定的な役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、性別や年代にかかわらず、積極的に地域活動に参加できる取り組みを進めます。また、地域で活動する団体が、男女共同参画の視点を持って取り組めるよう、働きかけます。 | (再掲)男女共同参画出前講座 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、地域団体等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。 | すみれの出前講座を4講座実施した。 女性と防災・減災(PTA)(参加者 50人) メンタルヘルス(心の健康)(教職員)(参加者 25人) メンタルヘルス(心の健康)(事業所)(参加者 14人) 女性と防災・減災(地域)(参加者 38人) | すみれの出前講座を通じて、女性の活躍促進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。(H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 男女共同参画出前講座開催回数 | 5 | 回 | 4 | 4 |
| | | 地域活動における男女共同参画推進の啓発 | 60201103 | 地域分権推進事業 | 市民ふれあい課 | 地域で活動する団体等の会議等において、地域活動における男女共同参画推進の啓発を行う。 | ・校区まちづくり協議会連絡会において、積極的な女性役員登用を促す声かけを行った。 ・地区自治振興委員長・地区赤十字奉仕団連合分団長へ、各委員長(分団長)の交代の報告書の提出を依頼する際、積極的な女性役員登用を促している。 | 女性が占める割合をさらに高めていくために、今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。 | ・(事業の続行)今後も引き続き、校区まちづくり協議会連絡会等において、役員改選の際に積極的な女性役員登用を促す声かけを行う。 ・(事業の続行)今後も引き続き、積極的な女性役員登用を促していく。 | 会議等における啓発回数 | 2 | 回 | 2 | 2 |
| | | | 60201105 | 自治振興委員会支援事業 | | | | | | | | | | |
| | (再掲)女性活躍の推進に係る情報発信(ホームページ・やおキラの発行等) | | 60203103 | 「すべての女性が輝くまち八尾」実現事業 | 女性活躍推進プロジェクトチーム | ・市ホームページにおいて女性活躍の推進に関するイベントやセミナー、取り組みなどの情報発信を行う。 ・本市で地域団体、NPO団体、起業等で輝く女性の紹介や、就労、子育て等に関する情報、市としての取り組みの紹介など、子育て世代をターゲットに女性活躍推進に係る情報発信を行う。 ・市政だよりにて女性活躍推進に係る特集ページの掲載など、情報発信を行う。 | イベント情報など不定期ではあるが、ホームページの更新を行った。また、やおキラは3回発行した。 | 積極的に情報発信に努めたが、見ていただきたい層に閲覧してもらえているのか不明であった。 | 人権政策課男女共同参画係の業務を一部統合し、八尾市男女共同参画推進センターすみれのフェイスブックを立ち上げ、積極的に情報を発信していく。 | 女性が活躍しやすい環境づくりが進んだと思う市民の割合 | 40 | % | 36.5 | 38.3 |

| 取り組み内容 | 該当事業等 (取り組み項目) | 関連事務事業 コード | 関連事務事業名 (実施計画上の事務事業名) | 担当課 | 事業内容 | H29年度実績 | H29末での課題 | H30年度の取り組み | 指標の定義 | 目標値 | 単位 | H28 | H29実績 値 | |
|--------------------|---|----------------------|--------------------------|---------------|---|---|---|---|---|---|-----|------|------------|-----|
| 58 防災における男女共同参画の推進 | 地域における生活者の多様な視点を反映した地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取り組みを進めます。 | 指定避難所における女性職員の配置 | 10102101 | 地域防災計画推進事業 | 危機管理課 | 避難所生活における、「女性への被害」や「男女ニーズの違い」などを配慮するために、開設時から女性職員が参画することで、男女共同参画の視点や意見を取り入れた避難所運営体制を確立する。 | 地域に対して情報提供等の機会があることに女性の視点や意見を取り入れた避難所運営について啓発を実施した。避難所開設員の女性割合向上に努めた。 | 地域において防災訓練等を実施した際における女性参加率の向上と女性開設員の配置率向上 | 引き続き、啓発を実施するとともに、女性開設員の配置割合向上を目指す。 | 指定避難所における女性職員の配置割合【女性職員が配置されている指定避難所/指定避難所(50ヶ所)】 | 100 | % | 66 | 58 |
| | 女性の防災知識向上 | 10102106 | 防災訓練事業 | 危機管理課 | 災害対応について男女共同参画の視点から訓練や講演会等を実施し、女性の防災知識の向上及び災害時における女性の参画を推進する。 | みんなにやさしい防災術～茨木市の取り組みから～避難所に女性の視点を防災講演会のテーマとして実施し、避難所運営訓練実施時においても女性の意見が発揮できるように実施した。 | 引き続き実施していく必要がある。 | 引き続き、防災における男女共同参画が実現できるよう推進する。 | 訓練や講演会等への女性の参加人数【危機管理課が実施・参加する訓練や講演会】 | 2000 | 人 | 1530 | 1540 | |
| 59 防災分野における女性の参画拡大 | 地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、青年層の入団、また女性団員の入団を促進するとともに、女性団員に配慮した活動環境の充実を図ります。また、女性消防吏員の交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大します。 | 女性消防吏員就業率の向上 | 10103104 | 消防体制充実・強化対策事業 | 消防総務課 | 女性消防吏員が24時間交替制勤務に従事できるよう、仮眠室、便所、更衣室等必要な施設を整備するとともに、能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。 | ・女性学生向け消防職業体験「1dayインターンシップ」へ参加し、広報を行った。 ・同所属に偏って勤務することがないよう消防本部・消防署間等の人事異動を行い、職域拡大を図った。 ・女性職員が産前産後休暇及び育児休業を取得するなど子育て支援策の拡充を進めるとともに、緊急参集要員の免除を図った。 | H29年度実施の消防職員採用試験では、女性の有効受験者数が1人であったが、採用に至らなかったため、女性消防吏員の就業率増にはつながらなかった。女性専用施設の整備を計画的に推進する必要がある。 | 女性消防吏員の交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。 | 女性消防吏員の就業率(女性消防吏員総数/消防吏員定数)×100 | 5 | % | 2.3 | 2.3 |
| | | 女性消防団員による各種救命講習会への参画 | 10103402 | 消防団に係る業務 | 警防課 | 応急手当指導員の資格を活かし、消防署等が実施している各種救命講習会に指導員として参画する。 | ・南高安分団に対する普通救命講習会を消防署と合同で実施した。 ・中河内防災フェアにおいて応急手当の指導を実施した。 | ・消防署と女性消防団員が連携して普通救命講習会を実施するための日程調整が必要である。 | ・消防署員が実施している各種救命講習に指導員として参画する。 ・応急手当について、出前講座情報に登録し、応急手当の普及啓発に努める。 | 各種救命講習会参加回数 | 5 | 回 | 0 | 2 |

基本課題(10) 男女共同参画推進の視点の充実

施策21. 男女共同参画推進の視点の充実

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------|----------|--------------|-------|--|--|--|--|-------------------------|-----|---|-----|-----|
| 60 講座・セミナー等の開催 | 男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図るための講座やセミナー等を開催します。 | 男女共同参画センターの講座 | 60203102 | 女性の活躍推進事業 | 人権政策課 | 男女共同参画を身近な問題としてとらえ、男女共同参画意識の高揚を図ることをめざした講座や女性の活躍を促進する講座等を開催する。 | 男女共同参画センター「すみれ」において講座を実施した。 年間計 50回 参加者計 714人(女性558人、男性156人) | 男女共同参画センターの講座について、テーマ設定や周知方法を工夫し、参加を促す必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する講座の充実を図る。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | すみれの講座参加者数 | 890 | 人 | 660 | 714 |
| 61 男女共同参画を推進する団体等の育成と支援 | 男女共同参画の視点を持って活動する団体等に情報や学習機会を提供し、活動の活性化が図られるよう支援します。 | (再掲)男女共同参画出前講座 | 60203101 | 男女共同参画啓発事業 | 人権政策課 | 企業や地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研究会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施する。 | すみれの出前講座を4講座実施した。 女性と防災・減災(PTA)(参加者 50人) メンタルヘルス(心の健康)(教職員)(参加者 25人) メンタルヘルス(心の健康)(事業所)(参加者 14人) 女性と防災・減災(地域)(参加者 38人) | すみれの出前講座を通じて、女性の活躍促進について企業や地域団体等にはたらきかけを行う必要がある。 | 引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する出前講座の充実を図る。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 男女共同参画出前講座開催回数 | 5 | 回 | 4 | 4 |
| 62 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実 | 広く市民に男女共同参画の意識啓発を促すため、男女共同参画に関する情報や関連図書を充実します。 | 男女共同参画センター「すみれだより」の発行 | 60203202 | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センター「すみれだより」を発行し、男女共同参画に関する取り組みや事業に関すること、男女共同参画センターで行っている講座のご案内や報告など、様々な情報を発信する。 | 男女共同参画センター「すみれだより」を月1回発行し、公共施設への配架や講座参加者への配布、イベント開催時に配布するなど男女共同参画に関する情報提供を行った。 | 掲示・配架等を工夫して、すみれの周知を図る必要がある。 | H30年度よりすみれだよりは、年4回の発行となったが、講座チラシの各号発刊や出張所等でのすみれキャラバンの実施、すみれのフェイスブックやポスターを作成するなど、「すみれ」の周知に努める。また、室内パンフレットの整理や、レイアウト変更などを行い、入室しやすく利用しやすい施設に改善していく。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 男女共同参画センター「すみれだより」の発行回数 | 12 | 回 | 13 | 13 |
| | | 男女共同参画に関する図書の貸出 | 60203202 | 男女共同参画センター事業 | 人権政策課 | 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書の貸出を行う。 | 男女共同参画センターにおいて、図書の貸出を行った。 新着図書については、男女共同参画センター「すみれだより」に掲載し、本の紹介を行った。 貸出数359冊。 | 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示するなど、周知方法を工夫し、意識喚起につなげていく必要がある。 | H30年度は6月の男女共同参画週間に合わせて「すみれ」ブックフェアのPRを図るなど引き続き、男女共同参画センター「すみれ」において、男女共同参画に関する図書の充実を図る。 また、室内パンフレットの整理や、レイアウト変更などを行い、入室しやすく利用しやすい施設に改善していく。 (H30年度の取り組みは、政策推進課女性活躍推進室へ移管。) | 図書の貸出年間冊数 | 400 | 冊 | 355 | 359 |
| 63 相談事業の充実 | 男女共同参画の視点に立った様々な悩み等に対する相談事業を充実します。 | 女性相談(面接) | 60203201 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 女性の取り巻く問題の解決援助、支援を図るため、相談員による面接相談を行う。 | 男女共同参画センター「すみれ」における女性相談(面接相談)の実施件数(194件) | 女性相談においては、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る必要がある。 また、DV等被害者への対応については、ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等を通じて関係各課・機関と連携するなど、より一層迅速かつ的確な支援を行うため、被害者ニーズに沿った相談支援体制の充実を図る。 | 女性相談においては、夫婦関係やこころに関する相談が多く、様々なストレスを抱える女性からの相談に対応するためには、引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る。 | 面接による相談実施回数 | 210 | 回 | 186 | 194 |